

北海道内7空港特定運営事業等

募集要項

平成30年4月25日

国土交通省航空局

旭川市

帯広市

北海道

1. 北海道内 7 空港特定運営事業等募集要項について

北海道内の 7 空港（新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港（以下、「道内国管理 4 空港」という。）並びに旭川空港、帯広空港及び女満別空港。以下「道内 7 空港」という。）は北海道における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、我が国の航空ネットワークを支える重要な空港として、海外からのインバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。また、こうしたポテンシャルを発揮するためには、関係地方公共団体や地域と協働しつつ、ゲートウェイとなる各空港の有効活用や戦略的な空港間の連携を進めることで観光客を北海道全体に分散、周遊させ、さまざまな経済波及を道内に広げ、北海道全体の地域活性化につなげることが喫緊の課題である。

しかしながら、現在の道内 7 空港は、①国、旭川市、帯広市及び北海道（以下「国等」という。）の公共主体が所有する空港基本施設等、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「貨物ビル施設」という。）、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設等が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。

このため、道内 7 空港の各空港本来の役割を最大限発揮させることを目的として、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるとともに、道内 7 空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するため、本事業を実施することとした。本事業によって、国等として、道内 7 空港について、各空港のマーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実等を図り、地域と連携した広域観光の振興を含め地域経済の活性化に繋げることとする。

このため、国は、道内国管理 4 空港において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく国管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する北海道内国管理 4 空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「S P C」という。）に対して、国管理空港運営権者（民活空港運営法第 4 条第 2 項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに北

北海道内空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

旭川市及び帯広市は、それぞれ、民活空港運営法附則第 14 条に基づく特定地方管理空港の運営等とともに、ターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する旭川空港運営事業等及び帯広空港運営事業等を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した S P C を旭川空港及び帯広空港の運営者（民活空港運営法附則第 14 条に規定する特定地方管理空港運営者をいう。）として指定するとともに、旭川空港運営事業等実施契約及び帯広空港運営事業等実施契約を締結し、当該各事業を実施することを計画している。

北海道は、PFI 法及び民活空港運営法に基づく女満別空港特定運営事業とともにターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する女満別空港特定運営事業等を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した S P C を女満別空港の運営権者として指定するとともに、女満別空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約を締結し、当該事業を実施することを計画している。

これらの道内 7 空港については、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した S P C に 7 空港を一体的に運営させることを予定している。

2. 北海道内 7 空港特定運営事業等募集要項の構成

本募集要項は全 5 章で構成され、第 1 章は国管理 4 空港に係る募集要項、第 2 章は旭川空港に係る募集要項、第 3 章は帯広空港に係る募集要項、第 4 章は女満別空港に係る募集要項、第 5 章は北海道内 7 空港特定運営事業等における公募に関する事項を記載している。

各章で用いられる用語については、各章ごとに定義している。

【 目 次 】

第 1 章 国管理空港編	1-1
1. はじめに.....	1-2
2. 本事業の内容に関する事項.....	1-3
(1) 契約担当官.....	1-3
(2) 担当部局.....	1-3
(3) 事業の背景・目的.....	1-3
(4) 募集要項等.....	1-4
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等.....	1-5
(6) 事業期間.....	1-5
(7) 事業方式.....	1-7
(8) 本事業における利用料金の設定及び收受.....	1-10
(9) 本事業における費用負担.....	1-10
(10) 本事業の範囲.....	1-10
(11) 要求水準書（案）の体系.....	1-14
(12) 運営権者が取得・承継する権利・資産等.....	1-14
(13) 更新投資等の取扱い.....	1-15
(14) 計画及び報告.....	1-16
(15) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣等.....	1-16
(16) 運営権者が支払う本事業の運営権等の対価.....	1-16
3. 本公募に関する事項.....	1-18
4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	1-19
(1) 空港運営事業の前提条件.....	1-19
(2) リスク分担の基本的な考え方.....	1-20
(3) 運営権者の責任の履行確保に関する事項.....	1-20
(4) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	1-20
5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	1-22
(1) 本事業の対象施設.....	1-22
(2) 事業場所.....	1-22
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	1-24
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	1-24
(2) 金融機関又は融資団と国との協議.....	1-24
7. その他.....	1-25
(1) 本公募及び特定事業の選定の取消し.....	1-25
(2) 情報提供.....	1-25
別紙 1. P F I 法における用語との整理.....	1-26
別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて.....	1-27

第 2 章 旭川空港編	2-1
1. はじめに.....	2-2
2. 本事業の内容に関する事項.....	2-3
(1) 本空港の管理者	2-3
(2) 担当部局	2-3
(3) 事業の背景・目的.....	2-3
(4) 募集要項等.....	2-4
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等	2-5
(6) 事業期間	2-6
(7) 事業方式	2-7
(8) 本事業における利用料金の設定及び收受	2-9
(9) 本事業における費用負担.....	2-9
(10) 本事業の範囲	2-10
(11) 要求水準書（案）の体系.....	2-13
(12) 運営者が取得・承継する権利・資産等.....	2-13
(13) 更新投資等の取扱い.....	2-14
(14) 計画及び報告	2-15
(15) 空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣等.....	2-15
(16) 運営者が支払う本事業の対価	2-15
3. 本公募に関する事項	2-17
4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	2-18
(1) 空港運営事業の前提条件.....	2-18
(2) リスク分担の基本的な考え方	2-18
(3) 運営者の責任の履行確保に関する事項.....	2-19
(4) 運営者の権利義務等に関する制限及び手続.....	2-19
5. 本空港の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	2-21
(1) 本事業の対象施設.....	2-21
(2) 事業場所	2-21
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	2-23
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	2-23
(2) 金融機関又は融資団と市との協議	2-23
7. その他	2-24
(1) 本公募の取消し	2-24
(2) 情報提供	2-24
別紙 1. P F I 法における用語との整理.....	2-25
別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて.....	2-26
第 3 章 帯広空港編	3-1

1. はじめに.....	3-2
2. 本事業の内容に関する事項.....	3-3
(1) 本空港の管理者	3-3
(2) 担当部局	3-3
(3) 事業の背景・目的.....	3-3
(4) 募集要項等.....	3-4
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等	3-5
(6) 事業期間	3-5
(7) 事業方式	3-7
(8) 本事業における利用料金の設定及び收受	3-9
(9) 本事業における費用負担.....	3-9
(10) 本事業の範囲.....	3-10
(11) 要求水準書（案）の体系.....	3-13
(12) 運営者が取得・承継する権利・資産等.....	3-13
(13) 更新投資等の取扱い.....	3-14
(14) 計画及び報告	3-15
(15) 空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣等.....	3-15
(16) 運営者が支払う本事業の対価	3-16
3. 本公募に関する事項	3-17
4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	3-18
(1) 空港運営事業の前提条件.....	3-18
(2) リスク分担の基本的な考え方	3-18
(3) 運営者の責任の履行確保に関する事項.....	3-19
(4) 運営者の権利義務等に関する制限及び手続.....	3-19
5. 本空港の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	3-21
(1) 本事業の対象施設.....	3-21
(2) 事業場所	3-21
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	3-23
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	3-23
(2) 金融機関又は融資団と市との協議	3-23
7. その他	3-24
(1) 本公募の取消し	3-24
(2) 情報提供	3-24
別紙 1. P F I 法における用語との整理.....	3-25
別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて.....	3-26
第 4 章 女満別空港編	4-1
1. はじめに.....	4-2

2. 本事業の内容に関する事項.....	4-3
(1) 公共施設等の管理者.....	4-3
(2) 担当部局.....	4-3
(3) 事業の背景・目的.....	4-3
(4) 募集要項等.....	4-4
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等.....	4-5
(6) 事業期間.....	4-5
(7) 事業方式.....	4-7
(8) 本事業における利用料金の設定及び收受.....	4-9
(9) 本事業における費用負担.....	4-9
(10) 本事業の範囲.....	4-10
(11) 要求水準書（案）の体系.....	4-13
(12) 運営権者が取得・承継する権利・資産等.....	4-13
(13) 更新投資等の取扱い.....	4-14
(14) 計画及び報告.....	4-15
(15) 空港運営事業に関連する道から運営権者への職員の派遣等.....	4-15
(16) 運営権者が支払う本事業の対価.....	4-15
3. 本公募に関する事項.....	4-17
4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	4-18
(1) 空港運営事業の前提条件.....	4-18
(2) リスク分担の基本的な考え方.....	4-18
(3) 運営権者の責任の履行確保に関する事項.....	4-19
(4) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	4-19
5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	4-21
(1) 本事業の対象施設.....	4-21
(2) 事業場所.....	4-21
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	4-23
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	4-23
(2) 金融機関又は融資団と道との協議.....	4-23
7. その他.....	4-24
(1) 本公募及び特定事業の選定の取消し.....	4-24
(2) 情報提供.....	4-24
別紙 1. P F I 法における用語との整理.....	4-25
別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて.....	4-26
第 5 章 共通編	5-1
1. 本公募に関する事項.....	5-2
(1) 応募者の参加資格要件.....	5-2

(2)	公募に関する手続き	5-7
(3)	優先交渉権者の選定方法.....	5-14
(4)	優先交渉権者選定後の手続き.....	5-18
(5)	応募に関する留意事項	5-22

第 1 章 国管理空港編
北海道内国管理 4 空港特定運営事業等

募集要項

平成 30 年 4 月 25 日

国土交通省航空局

1. はじめに

国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）は、北海道内の国管理 4 空港（新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港。以下「道内国管理 4 空港」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく国管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する北海道内空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、国管理空港運営権者（民活空港運営法第 4 条第 2 項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに北海道内国管理 4 空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

また、旭川市、帯広市及び北海道は、それぞれが管理する旭川空港、帯広空港及び女満別空港においても、滑走路等に係る航空系事業とビル施設等事業を一体として経営する同様の事業を実施することを計画している。

これらの北海道内の 7 空港（道内国管理 4 空港、旭川空港、帯広空港及び女満別空港。以下「道内 7 空港」という。）については、2. - (3) に定める背景・目的から、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した SPC に道内 7 空港を一体的に運営させることを予定している。

本募集要項は、国が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による本事業の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、本募集要項の公表日から実施契約の締結日までに適用し、また締結日以降も、実施契約の関係当事者を拘束する。

なお、国は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項について、実施契約等に定めることがある。

2. 本事業の内容に関する事項

(1) 契約担当官

国土交通省航空局長 蝦名 邦晴

(2) 担当部局

国土交通省航空局航空ネットワーク部

航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室（以下「担当部局」という。）

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号

電話番号：03-5253-8714

電子メールアドレス：koku-nekika@mlit.go.jp

本公募において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

- (i) 新日本有限責任監査法人
- (ii) アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (iii) 弁護士法人関西法律特許事務所
- (iv) 小澤朋人税理士事務所
- (v) EY トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社
- (vi) 株式会社ドーコン

なお、本募集要項において公募アドバイザー¹宛に提出することとされている書類は、以下に送付するものとする。

宛先：新日本有限責任監査法人

インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ

北海道内 7 空港事務局

住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号

日比谷国際ビルヂング

電話番号：03-3503-1557

電子メールアドレス：hokkaido7@jp.ey.com

(3) 事業の背景・目的

道内 7 空港は北海道における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、我が国の航空ネットワークを支える重要な空港として、海外からの

¹ 公募アドバイザーの選定は年度毎に実施され、平成 31 年度の公募アドバイザーの選定は別途行われる。

インバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。また、こうしたポテンシャルを発揮するためには、関係地方公共団体や地域と協働しつつ、ゲートウェイとなる各空港の有効活用や戦略的な空港間の連携を進めることで観光客を北海道全体に分散、周遊させ、さまざまな経済波及を道内に広げ、北海道全体の地域活性化につなげることが喫緊の課題である。

しかしながら、現在の道内 7 空港は、①国、旭川市、帯広市及び北海道（以下「国等」という。）の公共主体が所有する空港基本施設等、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する利便施設（以下「貨物ビル施設」という。）、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設等が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。

このため、道内 7 空港の各空港本来の役割を最大限発揮させることを目的として、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるとともに、道内 7 空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するため、本事業を実施することとした。本事業によって、国等として、道内 7 空港について、各空港のマーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実等を図り、地域と連携した広域観光の振興を含め地域経済の活性化に繋げることとする。

(4) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑩までの書類（これらに補足資料（第 5 章 1. - (2) -K）に定める補足資料をいう。以下同じ。）及び国土交通省航空局のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答書、その他これらに関して国が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。①から⑨までの書類は、第一次審査に係る審査書類（以下「第一次審査書類」という。）及び第二次審査に係る審査書類（以下「第二次審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑦までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 北海道内 7 空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）

- ③ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等国有財産等無償貸付契約書（案）（以下「国有財産等無償貸付契約書（案）」という。）
- ⑤ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等物品譲渡契約書（案）（以下「物品譲渡契約書（案）」という。）
- ⑥ 北海道内国管理 4 空港特定運営事業等要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑦ 関連資料集
- ⑧ 北海道内 7 空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑨ 北海道内 7 空港特定運営事業等様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑩ 参考資料集

なお、募集要項等と北海道内国管理 4 空港特定運営事業等実施方針（平成 30 年 3 月 29 日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針によることとする。

(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、PFI 法、民活空港運営法、及び、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成 25 年国土交通省告示第 1080 号）のほか、要求水準書（案）I. -3. 2 に掲げる関連の各種法令等によることとする。

(6) 事業期間

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）及び空港運営事業に先行して運営権者がビル施設事業者の発行済株式（以下「ビル施設事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間（以下「ビル施設等事業期間」という。）から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業開始日（以下、特段の定めがない限り、新千歳空港の空港運営事業開始の日を指す。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の 30 年後の応当日の前日（2. - (6) -B）の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当

該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。)までをいう。

ビル施設等事業期間は、運営権者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日(以下「ビル施設等事業開始日」という。)から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間(以下「事業期間」という。)は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする²。

なお、各空港の具体的な事業開始に関しては、第5章 1. - (2) -A) の今後のスケジュールを参照のこと。

B) 空港運営事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間(以下、併せて「空港運営事業期間等」という。)の延長を申し出ることができる。このとき、国が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、国と運営権者が協議により 2. - (6) -C) の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間等を延長することができる(以下、かかる期間延長を「合意延長」という。)。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

また、上記の合意延長とは別に、実施契約に定める事由が生じ、かつ、国が運営権者に対して空港運営事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の通知を行った場合、2. - (6) -C) の規定の範囲内で最も遅く到来する道内他3空港運営事業(2. - (10) -F) に定める事業をいう。)の空港運営事業終了日まで、空港運営事業期間等を延長することができる(以下、かかる期間延長を「公共延長オプション」という。)。なお、公共延長オプションの実施は1回に限られる。

合意延長及び公共延長オプションを除き、空港運営事業期間等の延長は認められない。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間(以下「当初運営権存続期間」という。)は、運営権設定日から30年後の応当日の前日までとする。

なお、運営権の存続期間は、2. - (6) -B) に定める空港運営事業期間等の延長があった場合を含め、運営権設定日の35年後の応当日の前日を超えることはできない(その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。)³。

² なお、旭川空港、帯広空港及び女満別空港に係る空港運営事業終了日は、北海道内国管理4空港特定運営事業と同一とする。

³ たとえば、運営権設定日が平成31年10月1日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は平成61年9月30日とし、空港運営事業が延長されたときであっても、その終了日は平成66年9月30日を越

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(7) 事業方式

A) 運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲受方法

第5章 1. - (2) に定める手続によって選定され、国との間で基本協定（第5章 1. - (4) -A) に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCを設立する。

SPCは、国から運営権設定対象施設（5. - (1) に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、国との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日（稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日）までに業務の引継ぎを完了させ、本事業の実施に必要な動産（以下「運営権者譲渡対象資産」という。）を譲り受ける（以下、当該譲受けにかかる契約を「物品譲渡契約」という。）。

なお、駐車場施設のうち一部の施設については、運営権設定日においては駐車場施設事業者（一般財団法人空港環境整備協会）が所有・運営しており、国が空港運営事業開始日に譲渡を受けることで運営権設定対象施設に含まれることになる。

また、新千歳空港におけるA駐車場施設及びC駐車場施設については、現在の同駐車場施設事業者（一般社団法人千歳観光連盟）と国との間で、駐車場事業の譲渡について、その譲渡価格を7.31億円とする内容の事業譲渡予約契約を締結しており⁴、運営権者に対して同契約に基づく駐車場事業の譲渡に係る予約完結権を含む国の同契約上の地位が譲渡されることに合意している。運営権者は、国から事業譲渡予約契約（変更された場合においては変更後の事業譲渡予約契約を指す。）に定める予約完結権を譲り受けて行使することでA駐車場施設及びC駐車場施設を取得し、国が空港運営事業開始日に同駐車場の譲渡を受けることで、同駐車場は運営権設定対象施設に含まれることになる。

B) ビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式の譲受方法

運営権者は、ビル施設等事業開始予定日までにビル施設事業者株式をその株主

えることはできない。

⁴ 運営権者は、A駐車場施設及びC駐車場施設の駐車場事業の譲受後においても、特段の事情がない限り、引き続き同駐車場事業に従事する従業員を、当該事業の譲受時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営権者が当該事業の譲受後に当該従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。なお、当該事業譲渡予約契約締結時点においては承継対象となる雇用契約等が確定しておらず、国は承継対象となる雇用契約等が確定したときは、当該譲渡予約契約の内容を変更することを予定している。

から譲り受ける。また、運営権者は、空港運営事業開始予定日（以下、特段の定めがない限り、新千歳空港の空港運営事業開始予定日を指す。）までに給油施設事業者株式をその株主から譲り受ける。なお、ビル施設事業者株主及び給油施設事業者株主を以下「ビル施設事業者等株主」という。

上記株式の譲受方法に関して、国とビル施設事業者等株主との間で、その株主の保有する株式の全部について、うちビル施設事業者株式についてはその譲渡価格を 176.69 億円とする内容の株式譲渡予約契約（以下「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」という。）を、うち給油施設事業者株式についてはその譲渡価格を 9.36 億円とする内容の株式譲渡予約契約（以下「給油施設事業者株式譲渡予約契約」という。）をそれぞれ締結しており（各株式の譲渡価格の内訳は下表のとおり）、運営権者に対して同契約に基づくビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式の譲渡に係る予約完結権を含む国の同契約上の地位が譲渡されることに合意している。

ビル施設事業者	譲渡価格 ⁵
新千歳空港ターミナルビルディング株式会社	102 億円
札幌国際エアカーゴターミナル株式会社	15.28 億円
稚内空港ビル株式会社	6.51 億円
釧路空港ビル株式会社	9.21 億円
函館空港ビルディング株式会社	43.69 億円
給油施設事業者（新千歳空港のみ）	譲渡価格 ⁶
千歳空港給油施設株式会社	9.36 億円

運営権者は、国からビル施設事業者株式譲渡予約契約及び給油施設事業者株式譲渡予約契約に定める予約完結権を譲り受けて行使することで、ビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式を取得する。なお、株式譲受によることから、ビル施設事業者及び給油施設事業者の従業員並びにビル施設事業者及び給油施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り運営権者に承継されることになる⁷。

国は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約及び給油施設事業者株式譲渡予約契約の各関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない。

⁵ 記載の譲渡価格は、募集要項公表時点において合意している譲渡価格である。

⁶ 記載の譲渡価格は、募集要項公表時点において合意している譲渡価格である。

⁷ 運営権者は、ビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式の取得後においても、特段の事情がない限り、引き続きビル施設事業者及び給油施設事業者の従業員を、当該株式の取得時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営権者がビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式の取得後にビル施設事業者又は給油施設事業者若しくはその両方の従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。

C) ビル施設及び給油施設の取扱い

運営権者は、空港運営事業期間の終了時に国がビル施設及び給油施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、ビル施設についてはビル施設等事業開始日後遅滞なく、給油施設については空港運営事業開始日後遅滞なく、ビル施設事業者及び給油施設事業者をして、国との間で、ビル施設及び給油施設につき国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設及び給油施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

ビル施設事業者は、運営権者又はビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、国に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含むがこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

D) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

① 運営権

空港運営事業終了日に消滅する。

② 運営権者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の国が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、国又は国の指定する第三者は、運営権者及びその子会社又は関連会社（以下「運営権者子会社等」と総称する。）の所有する資産のうち必要と認められたものを時価⁸にて買い取ることができる⁹。なお、国が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、国は当該実施者をして、当該資産の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

⁸ 時価の算出方法は、国又は国の指定する第三者が指名する評価専門家（事業期間終了後に本事業を実施する実施者を新たに公募する場合は、国が指定する評価専門家とする。）及び運営権者が指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続によることとし、運営権設定対象施設と運営権者及び運営権者子会社等が所有権を有する施設の相互依存関係に鑑み、事業全体の価額が適切に配分されるよう算定するものとする。

⁹ 運営権者は、空港運営事業期間中に運営権者が行う非運営権施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう国に申し入れることができる。

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産（国又は国の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。

2. - (10) -A) -② - (i) に定める空港用地等については、空港運営事業終了日に国有財産等無償貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、国又は国の指定する第三者が買い取る資産が空港用地（5. - (2) - A) に規定する所在地に所在する空港用地をいう。以下同じ。）上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

③ 業務の引継ぎ

国又は国の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、運営権者、国又は国の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(8) 本事業における利用料金の設定及び収受

運営権者は、①民活空港運営法第2条第5項第1号に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）、民活空港運営法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料については、各法律の規定に従い、必要な認可を受け、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、2. - (5) に記載した関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者若しくは給油施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

(9) 本事業における費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

(10) 本事業の範囲¹⁰

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとし、ビル施設等事業の

¹⁰ なお、空港運営事業に関する本空港における国と運営権者の業務分担については、関連資料集の業務分

範囲、道内他 3 空港運営事業及びその他空港運営事業の範囲は以下の E)、F)及び G) に掲げるものとする（各事業の具体的な内容は、要求水準書（案）I. -2. 5 を参照のこと）。なお、運営権者は、事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、国に事前に通知した上で、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を参照のこと。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 1 号）

① 空港基本施設等事業

- (i) 空港基本施設等の維持管理業務
- (ii) 空港基本施設等の運営業務
- (iii) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 8 条第 2 項、空港法第 13 条）並びにその收受¹¹

② 空港用地等管理業務

- (i) 航空法第 46 条に基づき告示された道内国管理 4 空港の空港用地及びこれに附帯する施設（以下「空港用地等」という。）の管理業務

B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 2 号）¹²

- (i) 空港航空保安施設の維持管理業務
- (ii) 空港航空保安施設の運営業務
- (iii) 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 7 条第 3 項、航空法第 54 条）並びにその收受

担表を参照のこと。

¹¹ ただし、以下の場合には着陸料等を收受することはできない。

- (i) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合の着陸料等
- (ii) 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに道内国管理 4 空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸料
- (iii) その他国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する国土交通省告示において、着陸料等を徴収しない場合として定められた場合

¹² 場外において国が関係地方公共団体より許認可を取得し設置している航空灯火の維持管理業務・運営業務を含む。当該業務に係る許認可の維持については、国が行うものとする。

C) 環境対策事業^{13 14 15}

- (i) 航空機騒音障害防止法に規定する事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 3 号）
- (ii) その他、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生じる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 4 号）

D) その他附帯する事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 5 号）¹⁶

① 運営権者が実施義務を負う事業・業務

運営権者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

- (i) 規程の策定等
- (ii) 空港用地等貸付事業¹⁷
- (iii) 駐車場施設事業
- (iv) ハイジャック等防止対策に関する費用負担
- (v) 協議会への出席

② 優先交渉権者が提案¹⁸する事業・業務

- (i) 道内国管理 4 空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (ii) 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (iii) 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務
- (iv) 地域との共生に関する事業・業務

¹³ 現在、新千歳空港、稚内空港及び釧路空港は航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場に指定されていない。このため、上記各空港では国が実施する環境対策事業は実施されていないが、運営権者は、政令により航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場としての指定を受ける可能性があるため、要求水準書にしたがって航空機騒音の実態調査等を実施すること。また、指定を受けた場合については、必要な環境対策事業を実施することが求められる。

¹⁴ 函館空港は航空機騒音障害防止法に基づく特定飛行場に指定されていることから、運営権者は、航空機騒音障害防止法に基づく騒音対策区域の範囲内で環境対策事業を行うものとする。ただし、運営権者の経営判断による空港運営の変更その他の事情により騒音対策区域の見直しが行われた場合、見直し後の騒音対策区域において環境対策事業を行うこととする。なお、騒音対策区域の見直し（平成 25 年 10 月 1 日より適用）により、第二種区域及び第三種区域が解除されたことから、緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理、移転の補償並びに買入れの対象となる土地は現在存在しない。

¹⁵ 函館空港の場外において国が地方公共団体より許認可を取得し設置している航空機騒音測定装置は、運営権者譲渡対象資産として運営権者が所有し、環境対策事業を行うものとする。なお、当該装置の設置にかかる許認可の維持については、国が行うものとする。

¹⁶ 新千歳空港の 24 時間運用に伴う地域対策については、民間運営委託後も道、関係市、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が連携して着実に実施する予定である。一方、本空港における円滑な運用は、空港周辺住民の理解と協力の下に確保されていることを踏まえ、関係地方公共団体は、現在実施されている 24 時間運用に伴う地域対策のうち、住宅防音対策費用総額の一定額について、運営権者に負担を求めることを予定している。詳細は開示資料を参照のこと。

¹⁷ 運営権者は、国及び国が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

¹⁸ 提案する事業・業務は運営権者が行うもの（運営権者が契約上の責任を負った上で、第三者に行わせることを含む。）に限る。

E) ビル施設等事業

運営権者は、ビル施設等事業のうち実施義務を負うもののほか、空港用地内に限り、関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事業期間中においてはビル施設事業者をして、また空港運営事業期間中においては自らが、必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。運営権者又は運営権者子会社等は、国の承認を得て、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動（ただし、2. - (10) -F) 及び-G) に掲げる事業を除く。）を行うことができる¹⁹。

なお、優先交渉権者が出資する会社（運営権者及び運営権者子会社等を除く。）は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。

① 旅客ビル施設事業

- (i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者として空港毎の指定を受け、旅客ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設において直営店舗業務等を任意に行うことができる。

② 貨物ビル施設事業

- (i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者として空港毎の指定を受け、貨物ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設において流通加工業務等を任意に行うことができる。

③ 給油施設事業（新千歳空港に限る。）

④ 航空機給油サービス事業²⁰

⑤ 空港用地内において実施する任意事業²¹

F) 道内他 3 空港運営事業

国は、2. - (3) において記載したとおり、道内 7 空港について、各空港のマーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実等を図り、地域と連携

¹⁹ なお、当該承認は 4 管理者間協議の対象となる。承認にあたっての詳細は開示資料を参照のこと。

²⁰ 運営権者が航空機給油関連事業者に対して土地貸付を行い、同事業者が道内国管理 4 空港において航空機給油サービス事業を実施している期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。

²¹ 空港運営事業開始日（稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日）の前日までに実施する場合は、別途空港用地の使用許可等を受けなければならない。

した広域観光の振興を含め地域経済の活性化に繋げる観点から一体的な運営の民間委託を行うことを予定しているため、旭川空港、帯広空港及び女満別空港に係る空港運営事業を道内他 3 空港運営事業として位置付けるものとする。

G) その他空港運営事業

旭川空港、帯広空港及び女満別空港以外の道内空港の管理者が自ら管理する空港の運営を他者に行わせようとする場合には、運営権者は当該道内空港の管理者と交渉を行うことができる。

(11) 要求水準書（案）の体系

運営権者は、航空輸送の安全確保を全ての活動に対して優先されるべき前提として空港運営に取り組む必要がある。国は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること、環境対策事業が適切に実施されること、利用者利便の向上に資する適切な投資が実施されること等を目的として要求水準を定める。なお、国は、要求水準書（案）I. -3. 1に規定する項目のうちIV-1. 駐車場施設事業のうちサービスに関する事項並びにV-1. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業及びV-2. 給油施設事業には、あらかじめ必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。IV-3. 道内国管理 4 空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、IV-4. 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、IV-5 広域観光振興に関する事業・業務、及びIV-6. 地域との共生の事業・業務に関する要求水準に関する事項についてもこれと同様とする。

(12) 運営権者が取得・承継する権利・資産等

A) ビル施設等事業開始日までに運営権者が取得する資産

① ビル施設事業者株式

- ビル施設事業者の発行済株式（2. - (7) -B) 参照)

B) 空港運営事業開始日までに運営権者が取得・承継する権利・資産

① 運営権²²

- 空港用地、滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、道路・駐車場施設、上下水道施設、雨水排水施設、消防水利、場周柵、消防車庫、除雪車

²² 運営権の具体的な内容は、関連資料集の運営権設定対象施設リストを参照のこと。運営権設定対象施設リストの内容は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) に記載のとおり実施契約締結前に国によって更新され、また、実施契約に基づいて空港運営事業開始日まで更新されることとなる。

車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等に設定される権利

② 空港用地等の使用权

- 国有財産等無償貸付契約に基づく空港用地等の使用权（稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日までに取得する。）

③ 運営権者譲渡対象資産²³

- 事業運営に必要な運営権者譲渡対象資産（消防車両、除雪車両等を含む。）（稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日までに取得する。）

④ 給油施設事業者株式

- 給油施設事業者の発行済株式（2. - (7) -B）参照）

(13) 更新投資等の取扱い

A) 運営権設定対象施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、運営権設定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理（更新投資）を行うことができる²⁴。ただし、運営権者が航空法第 43 条に規定する重要な変更等実施契約に定める一定の維持管理（更新投資）を行おうとするときは、国の事前の承認を得なければならない。また、運営権者は、運営権設定対象施設について、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない²⁵。
- 国は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、維持管理（更新投資）を行うことがある。
- 国又は運営権者が維持管理（更新投資）を行った運営権設定対象施設は、国の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

B) 非運営権施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、5. - (1) に定める非運営権施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）

²³ 運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストを参照のこと。運営権者譲渡対象資産リストの内容は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) 及び第 5 章 1. - (4) -I) に記載のとおり、譲渡手続の開始前に、国によって更新される。

²⁴ 運営権者が行う運営権設定対象施設に係る拡張投資のうち、実施契約に定める一定の要件（①事業期間中に回収が困難であって、②国が事業終了時点において当該拡張投資の残存価値が見込まれると判断し、国と運営権者が予め合意した算定方法に従い予算措置された場合等）を満たすものについては、事業期間終了時に国が費用を負担する。

²⁵ 運営権者が運営権設定対象施設に対して行う維持管理の範囲は、別紙 1. を参照のこと。

を行うことができる²⁶ 27。

(14) 計画及び報告

A) 計画

- 運営権者は、本事業について、空港運営事業期間全体に係る事業計画（マスタープラン）のほか、5年ごとの中期計画及び1年ごとの単年度計画を作成し、国に提出する。
- 計画においては、安全性及び運営の安定性の確保並びに利便性向上を目的とした投資計画を含めるものとする。
- 運営権者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

B) 報告

- 運営権者は、空港運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、国に提出する。

(15) 空港運営事業に関連する国から運営権者への職員の派遣等

運営権者は、希望する場合には、空港運営事業に関連する国職員の派遣を国に求めることができる。派遣する職種、派遣人数、派遣期間等は、競争的対話を通じて決定する。この場合において、想定される職種は以下のとおりである。なお、派遣職員に係る人件費については、国の水準を基本とし、運営権者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日（稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる事業開始予定日）前に国職員の任命権者と運営権者との間で締結する取決めにおいて規定する。

- 航空管制運航情報官
- 航空灯火・電気技術官
- 施設運用管理官（土木担当及び機械担当）
- 航空保安防災担当職員
- 環境対策担当職員（函館空港に限る。）

(16) 運営権者が支払う本事業の運営権等の対価

運営権者は、次に掲げる対価等を支払わなければならない²⁸。

²⁶ ただし、運営権者が自ら又はビル施設事業者をして、税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「CIQ施設」という。）の再配置や新設を必要とするビル施設の整備を実施する場合、かかる整備については、事前に国の承認を得る必要がある。

²⁷ 運営権者は、空港運営事業期間中に運営権者が行う非運営権施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう国に申し入れることができる。

²⁸ 支払に用いる通貨は日本円とする。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約、給油施設事業者株式譲渡予約契約及び事業譲渡予約契約に記載されるビル施設事業者株式、給油施設事業者株式及び駐車場事業の取得対価
- ② 物品譲渡契約に基づく運営権者譲渡対象資産の取得対価
- ③ 実施契約に基づく運営権の設定に対する対価
- ④ 収益連動負担金

①については、運営権者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約、給油施設事業者株式譲渡予約契約及び事業譲渡予約契約に定められた金額及び方法により、自らが当該株式譲渡及び事業譲渡の予約完結権の行使時に指定した将来の日において、その全額を直接ビル施設事業者等株主及び駐車場事業者に対して支払う。

②については、運営権者は、国に対し、第5章 1. - (4) -I の手続に従って定められた金額及び方法により支払う。支払にあたっては、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。

③については、以下の2つから構成される。

- i. 空港運営事業開始予定日前において国が指定した期日までに一括で支払う対価（以下「運営権対価一時金」という。）
- ii. 空港運営事業期間にわたり、各年度において国が指定する期日までに支払う対価（以下「運営権対価分割金」という。）

i については提案書類における提案事項とし、運営権者は、国に対し、実施契約締結後、国が指定した期日までに一括払いで支払う。対価に対する最低提案価格は0円とし、国は、当該価格を上回る提案のみを受け付ける。

ii については、1年度あたり24億円（毎年度一定金額とする）を支払うものとする。

支払にあたっては、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。なお、国は、当該対価を徴収しようとするときは、財務大臣と協議してこれを行うものとする。

④については、将来、新千歳空港における現行の発着枠が拡大された場合、新千歳空港における1時間あたりの発着回数が42回を超えた実績値に対し、実施契約に定める算式を用いて算定された金額を収益連動負担金として、国に対して支払うものとする。収益連動負担金の支払いは、計算対象年度²⁹の翌年度において、国が指定した期日までに行うものとする。支払にあたっては、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。

なお、国は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する上記②から④までの対価等の返還又は減額は行わない。

²⁹ 毎年4月1日から翌年3月31日までの国の会計年度を指す。

3. 本公募に関する事項

本公募に関する事項は、第 5 章に示す。

4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 空港運営事業の前提条件

以下に、空港運営事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書(案)、要求水準書(案)、関連資料集等において明らかにしている。

A) 契約等の承継

国が空港基本施設、空港航空保安施設及び空港用地等の運営等を実施する上で締結している契約等のうち、国が指定するものについては、空港運営事業開始日(稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日)以降、運営権者に引き継がれるものとする。

B) 土地等の貸付義務

国が空港用地内において第三者に使用を許可している土地等のうち、国が指定するものについては、空港運営事業開始日(稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日)以降、国が指定する条件にて貸し付ける義務を負う。

また、空港運営事業開始前に、国が構造物(管路・橋脚等)及び電柱等を設置させる目的で使用許可を行っているものについては、空港運営事業開始日(稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日)以降、運営権者はそれぞれの使用許可の相手先の用途を充足するよう土地等を使用させるものとする。

C) 空港運営事業開始後に国が実施することを予定している工事

国は、「空港土木施設の設置基準」の平成25年4月改正によって滑走路端安全区域(以下「RESA」という。)の拡張が必要となったことに伴って、今後、RESA対策工事を行う予定である³⁰。運営権者は、当該整備が完了するまでの間、該当するRESAに係る維持管理について要求水準を充足する義務を負わないものとする。

これらの工事は国が実施し³¹、運営権者は、既存施設の維持管理を行うとともに、当該工事が円滑に行われるよう最大限協力するものとする。なお、当該工事によって増加した施設・空港用地は、運営権設定対象施設として運営権者に維持

³⁰ 稚内空港においては、同空港にかかる空港運営事業開始日までに整備が完了する予定である。

³¹ この場合、空港法の規定に基づき、国と関係地方公共団体が費用負担する。

管理の責任が生じるものとする。

D) 航空自衛隊千歳基地との連携

運営権者は、新千歳空港の運営に際して、千歳基地における自衛隊等の活動に支障のないよう円滑な連携を行うことが必要となる。

(2) リスク分担の基本的な考え方

国と運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。また、1. に記載のとおり、道内 7 空港については、同一の優先交渉権者の設立した SPC に道内 7 空港を一体的に運営させることを予定しており、運営権者は、道内他 3 空港運営事業に係るリスクも負うものとする。例外的に国がリスクを負担することがある場合の詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

(3) 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、国によるモニタリング³²を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる³³。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）を参照のこと。

(4) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

A) 運営権の処分

運営権者は、国の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について国との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による

³² 道内 7 空港を一体的に運営する場合、モニタリングの実施主体は原則として各管理者となるが、運営権者の負担軽減を図るべく、各管理者によるモニタリング内容・頻度及び各管理者への報告様式・報告内容・頻度を共通化する仕組みを導入することとする。

³³ モニタリングの内容について、運営権者と国の間での認識の齟齬が生じた場合に第三者である専門家の意見を聞く仕組みを置くこととし、詳細は開示資料を参照のこと。

処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく国の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、国は、当該許可をしようとするときは、財務大臣その他関係行政機関の長に協議してこれを行う³⁴。

国は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、国に対して承諾書を提出すること。
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
- ③ 譲受人の株主が、国に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること。
- ④ 運営権の譲渡先が道内他3空港運営事業を実施している（又はすることが見込まれる）と国が認めること（運営権者が道内他3空港運営事業も実施している場合に限る。）。

また、運営権者並びにビル施設事業者及び給油施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、国は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、国と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

B) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、実施契約に定める手続きにしたがって運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、実施契約に定める手続きにしたがって国は原則として関与しないものとする。

詳細については、実施契約書（案）及び基本協定書（案）を参照のこと。

³⁴ なお、運営権の処分の承認は4管理者間協議の対象となる。承認にあたっての詳細は開示資料を参照のこと。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、⑦及び⑩の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）³⁵
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）^{36 37}
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 給油施設（新千歳空港に限る。）
- ⑧ 空港用地
- ⑨ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫及び除雪車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑩ ① から⑨まで以外に運営権者、ビル施設事業者又は給油施設事業者が所有する施設

(2) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ① 新千歳空港
 - (i) 所在地
北海道千歳市美々
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 728ha
- ② 稚内空港
 - (i) 所在地
北海道稚内市大字声問村
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 99ha

³⁵ 運営権者は、その所有する旅客ビル施設内の CIQ 施設を貸し付ける義務を負う。

³⁶ 稚内空港に貨物ビル施設は存在しない。

³⁷ 運営権者は、その所有する貨物ビル施設内の CIQ 施設を貸し付ける義務を負う。

- ③ 釧路空港
 - (i) 所在地
北海道釧路市鶴丘
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 160ha
- ④ 函館空港
 - (i) 所在地
北海道函館市高松町
 - (ii) 本事業の対象となる敷地面積
約 164ha

B) 空港用地等の貸付について

空港用地等はすべて国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。国は、本事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、国有財産無償貸付契約書に記載される条件で、空港運営事業期間中は空港用地等を使用できるようにする。

なお、国は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日から空港運営事業開始日（稚内空港、釧路空港及び函館空港においては各空港にかかる空港運営事業開始日）の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

運営権者は、空港用地外においても本事業に含まれる 2. - (10) の A) から D) までに掲げる業務を実施することが求められる。

運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、国と事前に協議の上、国の承認を得た場合は、2. - (10) -E)、-F) 及び-G) に掲げる業務を空港用地外で行うことができる³⁸。

詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

³⁸ なお、当該承認は 4 管理者間協議の対象となる。承認にあたっての詳細は開示資料を参照のこと。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、国又は国の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、運営権者の資産等については、2. - (7) - D) -②と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容の詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

(2) 金融機関又は融資団と国との協議

国は、本事業の安定的な継続及び道内 7 空港一体の運営を出来る限り維持する観点から、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7. その他

(1) 本公募及び特定事業の選定の取消し

国は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、本公募を取り消すとともに、空港運営事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、国は、その旨を国土交通省航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

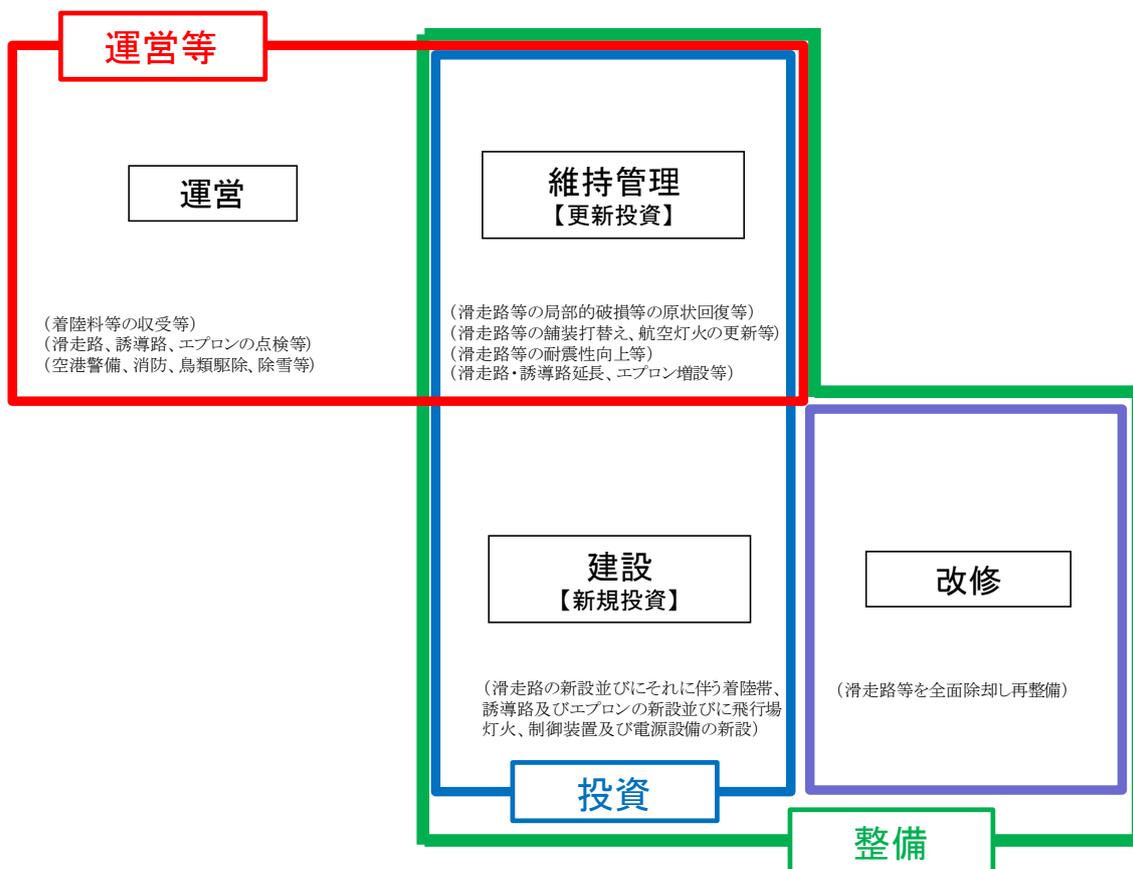
(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

国土交通省航空局のホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/koku/>)

別紙 1. PFI 法における用語との整理



PFI 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン（以下「運営権 GL」という。）に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。（PFI 法第 2 条第 6 項）
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む）をいう。（運営権 GL）
- 建設：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。（運営権 GL）
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。（運営権 GL）
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。（運営権 GL）

別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて

①「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）

以下の公益財団法人財務会計基準機構のホームページを参照。

https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/pfi_2017_1.pdf

②「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて」

以下の国税庁ホームページを参照。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/141118/index.htm>

③「コンセッション事業における公共施設等運営権の設定に係る消費税の取扱い」

以下の国税庁ホームページを参照。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/12/07.htm>

第 2 章 旭川空港編 旭川空港運営事業等

募集要項

平成 30 年 4 月 25 日

旭川市

1. はじめに

旭川市（以下「市」という。）は、旭川空港（以下「本空港」という。）において、民活空港運営法附則第14条に基づく特定地方管理空港の運営等（着陸料等を自らの収入として収受するものに限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る民活空港運営法第2条第6項第2号から第4号までに掲げる事業を含む。）（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する旭川空港運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）を本空港の運営者（民活空港運営法附則第14条に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下「運営者」という。）として指定するとともに旭川空港運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

また、国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）、帯広市及び北海道は、それぞれが管理する新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港（以下「道内国管理4空港」と総称する。）並びに帯広空港、女満別空港においても、滑走路等に係る航空系事業とビル施設等事業を一体として経営する同様の事業を実施することを計画している。

これらの北海道内の7空港（本空港、道内国管理4空港、帯広空港及び女満別空港。以下「道内7空港」という。）については、2. -③に定める背景・目的から、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立したSPCに道内7空港を一体的に運営させることを予定している。

本募集要項は、市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による本事業の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、本募集要項の公表日から実施契約の締結日までに適用し、また締結日以降も、実施契約の関係当事者を拘束する。

なお、市は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項について、実施契約等に定めることがある。

2. 本事業の内容に関する事項

(1) 本空港の管理者

旭川市長 西川 将人

(2) 担当部局

旭川市地域振興部旭川空港事務所（以下「担当部局」という。）

住所：北海道上川郡東神楽町東 2 線 1 5 号 9 6

電話番号：0166-83-2745

電子メールアドレス：airportoffice@city.asahikawa.lg.jp

本公募において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

(i) 新日本有限責任監査法人

(ii) 弁護士法人関西法律特許事務所

(iii) EY トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社

(iv) 株式会社ドーコン

なお、本募集要項において公募アドバイザー¹宛に提出することとされている書類は、以下に送付するものとする。

宛先：新日本有限責任監査法人

インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ

北海道内 7 空港事務局

住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号

日比谷国際ビルディング

電話番号：03-3503-1557

電子メールアドレス：hokkaido7@jp.ey.com

(3) 事業の背景・目的

本空港は、北海道のほぼ中央に位置する特定地方管理空港である。

開港 50 周年の節目を迎えた平成 28 年度の旅客数は約 112 万人であり、うち国内線 100 万 6 千人、国際線 11 万 6 千人と、道内空港において新千歳空港、函館空港に続く利用者数を有している。近年の本空港旅客数の推移においては国際旅客が急激に増加しており、平成 24 年度から約 5 倍近く増加している。

¹ 公募アドバイザーの選定は年度毎に実施され、平成 31 年度の公募アドバイザーの選定は別途行われる。

空港周辺には、アイヌの人々が畏敬と親愛をこめてカムイ・ミンタラ（神々の遊ぶ庭）と呼ぶ「大雪山連峰」、道最高峰を誇る「旭岳」、十勝岳の噴煙を間近とする「白金温泉」、歴史ある「層雲峡温泉」、田園と丘のまち「美瑛」、ラベンダーの香るまち「富良野」等、道北の名勝地、景勝地が近接している。また、道内第2の都市であり、北北海道の中核都市である旭川市内へは約16kmと、都市型空港としての機能も有している。これら立地環境から、本空港は、かねてより旭川を中心とした道北地域の経済、文化、観光の拠点空港として役割を果たしてきた。市の都市像においても、本空港のさらなる活性化による拠点性の強化により、活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちづくりを目指している。

また、本空港は道内広域観光の拠点空港としての役割も有している。観光立国の推進が目指される道において、その中核空港である新千歳空港との交通利便性を背景とした代替空港としての機能、オホーツク方面、十勝方面に向かう交通の要衝の地としての機能、「きた北海道」、「ひがし北海道」の2つの広域観光周遊ルートの結節点としての機能等、道内空港のネットワーク活性化、エリア全体の活性化に貢献できるポテンシャルを有しており、またその最大発揮が求められている。

さらに、本空港は市が管理する空港であることから、業務効率化や収益力強化等による市民負担の軽減も同時に図っていくことが必要である。市は、行財政改革の一環として、平成19年度より、全国の空港に先立って空港施設の管理を総合的に民間事業者へ委託する「総合維持管理業務委託」を導入し、第3期目を迎えた現在に至るまで、空港運営の効率化による市民負担の軽減について一定の成果を得てきた。また、空港ビル会社による国際線旅客ターミナルの増築が平成30年度に完工される予定であり、更なる旅客数増加に向けた空港機能強化も図っているところである。

しかしながら、現在の委託制度の下では、市が管理する空港基本施設等と、ビル施設事業者（特段の定めがない限り、本空港のビル施設事業者を指す。以下、本章について同じ。）が所有する旅客ビル施設、貨物ビル施設、駐車場施設等について、経営の観点からは分離して運営されていることから、空港全体の一体的かつ機動的な経営が実施できておらず、本空港の持つポテンシャルの発揮には課題がある。

市は、これらの背景をふまえつつ、本空港の目指す姿、果たすべき役割の実現のため、北海道内空港特定運営事業等の対象空港の一つとして、民活空港運営法に基づく民間による一体的かつ機動的な空港経営の実現を目指している。

(4) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑩までの書類（これらに補足資料（第5章1.-(2)-K）に定める補足資料をいう。以下同じ。）及び市のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答書、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修

正があった場合は、修正後の記述による。)により構成される。①から⑨までの書類は、第一次審査に係る審査書類(以下「第一次審査書類」という。)及び第二次審査に係る審査書類(以下「第二次審査書類」という。)並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式(以下「提案書類」と総称する。)を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑦までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料(参考資料に該当する資料を除く。)も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 北海道内 7 空港特定運営事業等募集要項(以下「募集要項」という。)
- ② 旭川空港運営事業等実施契約書(案)(以下「実施契約書(案)」という。)
- ③ 旭川空港運営事業等基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)
- ④ 旭川空港運営事業等公有財産等無償貸付契約書(案)(以下「公有財産等無償貸付契約書(案)」という。)²
- ⑤ 旭川空港運営事業等物品譲渡契約書(案)(以下「物品譲渡契約書(案)」という。)
- ⑥ 旭川空港運営事業等要求水準書(案)(以下「要求水準書(案)」という。)
- ⑦ 関連資料集
- ⑧ 北海道内 7 空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準(以下「優先交渉権者選定基準」という。)
- ⑨ 北海道内 7 空港特定運営事業等様式集及び記載要領(以下「様式集及び記載要領」という。)
- ⑩ 参考資料集

なお、募集要項等と旭川空港運営事業等実施方針(平成 30 年 3 月 29 日公表。以下「実施方針」という。)に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針によることとする。

(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、PFI 法、民活空港運営法、及び、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針(平成 25 年国土交通省告示第 1080 号)のほか、要求水準書(案) I. -3. 2 に掲げる関連の各種法令等によることとする。

² 市有地と国有地において、それぞれ締結することを予定している。

(6) 事業期間

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営者が運営者の指定に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）及び空港運営事業に先行して運営者がビル施設事業者の発行済株式（以下「ビル施設事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間（以下「ビル施設等事業期間」という。）から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営者の指定を受けた日（以下「運営指定日」という。）の30年後の応当日の前日（2. - (6) -B）の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設等事業期間は、運営者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする³。

B) 空港運営事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間（以下、併せて「空港運営事業期間等」という。）の延長を申し出ることができる。このとき、市が各事由において運営者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、市と運営者が協議により2. - (6) -C）の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

また、上記の合意延長とは別に、実施契約に定める事由が生じ、かつ、市が運営者に対して空港運営事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の通知を行った場合、2. - (6) -C）の規定の範囲内で最も遅く到来する道内他6空港運営事業（2. - (10) -F）に定める事業をいう。）の空港運営事業終了日まで、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「公共延長オプション」という。）⁴。なお、公共延長オプションの実施は1回に限られる。

³ なお、国管理4空港、帯広空港、女満別空港に係る空港運営事業終了日は、旭川空港運営事業と同一とする。

⁴ なお、公共延長オプション期間における独立採算での運営が困難と認められる場合は、市は、更新投資等の費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で担うことを想定している。

合意延長及び公共延長オプションを除き、空港運営事業期間等の延長は認められない。

C) 運営者の指定期間

運営者の指定期間（以下「当初運営指定期間」という。）は、運営指定日から 30 年後の応当日の前日までとする。

なお、運営者の指定期間は、2. - (6) -B) に定める空港運営事業期間等の延長があった場合を含め、運営指定日の 35 年後の応当日の前日を超えることはできない⁵。

運営者の指定期間は空港運営事業終了日をもって終了する。

(7) 事業方式

A) 運営者の指定等及び運営者譲渡対象資産の譲受方法

第 5 章 1. - (2) に定める手続によって選定され、市との間で基本協定（第 5 章 1. - (4) -A) に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする S P C を設立する。

S P C は、市から運営指定対象施設（5. - (1) に定める運営指定対象施設をいう。以下同じ。）について運営指定を受けて、運営者となる。運営者は、市との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、本事業の実施に必要な動産（以下「運営者譲渡対象資産」という。）を譲り受ける（以下、当該譲受けにかかる契約を「物品譲渡契約」という。）。

B) ビル施設事業者株式の譲受方法

実施契約を締結した運営者は、ビル施設等事業開始予定日（実施契約書（案）に定める。）までにビル施設事業者株式をその株主（以下「ビル施設事業者株主」という。）から譲り受ける。

上記株式の譲受方法に関して、市とビル施設事業者株主との間で、その株主の保有する株式の全部（発行済み株式総数 78.4%）について、その譲渡価格を .4 億 1,708 万 8,000 円とする内容の株式譲渡予約契約（以下「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」という。）を締結しており⁶、運営者に対して同契約に基づくビル施設事業者株式の譲渡に係る予約完結権を含む市の同契約上の地位が譲渡されることに合意している。

⁵ たとえば、運営指定日が平成 31 年 10 月 1 日となった場合、当初運営指定期間の終了日は平成 61 年 9 月 30 日とし、空港運営事業が延長されたときであっても、その終了日は平成 66 年 9 月 30 日を超えることはできない。

⁶ 市が保有するビル施設事業者株式（発行済み株式総数の 21.6%）の譲渡条件は、譲渡予約契約と同等の内容（譲渡価格は 1 億 1,491 万 2,000 円とする）とする。

運営者は、市からビル施設事業者株式譲渡予約契約に定める予約完結権を譲り受けて行使するとともに、市が所有するビル施設事業者株式を譲受することで、ビル施設事業者株式を取得する。なお、株式譲受によることから、ビル施設事業者の従業員並びにビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り運営者に承継されることになる⁷。

市は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約の関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない。

C) ビル施設の取扱い

運営者は、空港運営事業期間の終了時に市がビル施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、ビル施設等事業開始日後遅滞なく、ビル施設事業者をして、市との間で、ビル施設につき市を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

ビル施設事業者は、運営者又はビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、市に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含むがこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

D) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営指定等の主な取扱いは次のとおりである。

① 運営指定

空港運営事業終了日に、指定期間は終了する。

② 運営者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営者は、運営指定対象施設を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、市又は市の指定する第三者は、運営者及びその子会社又は関連会社（以下「運営者子会社等」と総称する。）の所有する資産のうち必要と認めたものを時価⁸にて買い取ることができる⁹。なお、市が本事業の実施者を新たに公募に

⁷ 運営者は、ビル施設事業者株式の取得後においても、特段の事情がない限り、引き続きビル施設事業者の従業員を、当該株式の取得時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営者がビル施設事業者株式の取得後にビル施設事業者の従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。

⁸ 時価の算出方法の詳細は実施契約書（案）を参照のこと。

⁹ 運営者は、空港運営事業期間中に運営者が行う非運営指定対象施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう市に申し入れることができる。

より選定した場合、市は当該実施者をして、当該資産の全部又は一部を時価にて運営者又は運営者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営者及び運営者子会社等が所有する資産（市又は市の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営者及び運営者子会社等の責任において処分しなければならない。

2. - (10) -A) -② - (i) に定める空港用地等については、空港運営事業終了日に公有財産等無償貸付契約が解除され、運営者は原則として自らの費用負担により更地にして市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、市又は市の指定する第三者が買い取る資産が空港用地（5. - (2) - A）に規定する所在地に所在する空港用地をいう。以下同じ。）上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

③ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、運営者、市又は市の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(8) 本事業における利用料金の設定及び收受

運営者は、①民活空港運営法附則第14条第1項に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）、空港航空保安施設の使用料金及び旅客取扱施設利用料については、各法律及び旭川市空港管理条例の規定に従い、必要な認可を受け、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、2. - (5) に記載した関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(9) 本事業における費用負担

運営者は、下記A)、B) 及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

A) 更新投資に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

運営者は、運営指定対象施設に係る更新投資（拡張を除く。）について、更新投資に関する計画において、その内容と費用を定めるものとする。市は、更新投資に関する計画に基づき、更新投資に関する協定を運営者と毎年度締

結し、市は、これに基づき、A) -②に定める範囲で更新投資に係る費用を支出する。

② 費用負担の範囲

運営者は、更新投資について、市が定める費用上限額の範囲内において、市による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。市は、提案された費用総額を上限として、更新投資に関する協定に基づき、更新投資に係る費用を支出する。市は、支払にあたっては、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、市が定める上限額は総額 99 億 7,800 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。

B) 運営に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

市は、実施契約に定められた範囲内で本事業の運営（車両等の更新投資を含む。）に係る費用を支出する。

② 費用負担の範囲

運営者は、本事業の運営について、市が定める上限額の範囲内において、市による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。市は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。市は、支払にあたっては、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、市が定める上限額は総額 44 億 6,500 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とし、単年度の支払上限額は 3 億 800 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。

(10) 本事業の範囲¹⁰

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとし、ビル施設等事業、道内他 6 空港運営事業及びその他空港運営事業の範囲は以下の E)、F) 及び G) に掲げるものとする。なお、運営者は、事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者（運営者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を参照のこと。

¹⁰ なお、空港運営事業に関する本空港における市と運営者の業務分担については、関連資料集の業務分担表を参照のこと。

- A) 空港運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- ① 空港基本施設等事業
 - (i) 空港基本施設等の維持管理業務
 - (ii) 空港基本施設等の運営業務
 - (iii) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法附則第 14 条第 9 項）並びにその收受¹¹
 - ② 空港用地等管理業務
 - (i) 航空法第 46 条に基づき告示された本空港の空港用地及びこれに附帯する施設（以下「空港用地等」という。）の管理業務
- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）¹²
- (i) 空港航空保安施設の維持管理業務
 - (ii) 空港航空保安施設の運営業務
 - (iii) 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法附則第 14 条第 9 項、航空法第 54 条）並びにその收受
- C) 環境対策事業
- (i) 空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- ① 運営者が実施義務を負う事業・業務

運営者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

 - (i) 規程の策定等
 - (ii) 空港用地等貸付事業¹³
 - (iii) 駐車場施設事業
 - (iv) ハイジャック等防止対策に関する費用負担

¹¹ ただし、以下の場合には着陸料等を收受することはできない。

- (i) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合の着陸料等
- (ii) 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに旭川空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸料
- (iii) 旭川市空港管理条例において、着陸料等を徴収しない場合として定められた場合

¹² 場外において市が許認可を取得し設置している航空灯火等の維持管理業務・運営業務を含む。なお、当該業務に係る許認可の維持については、市が行うものとする。

¹³ 運営者は、市及び市が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

- (v) 空港公園事業
- (vi) 協議会への出席

② 優先交渉権者が提案¹⁴する事業・業務

- (i) 本空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (ii) 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (iii) 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務
- (iv) 地域との共生に関する事業・業務

E) ビル施設等事業

運営者は、ビル施設等事業のうち実施義務を負うもののほか、空港用地内に限り、関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事業期間中においてはビル施設事業者をして、また空港運営事業期間中においては自らが、必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。運営者又は運営者子会社等は、市の承認を得て、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動（ただし、2. - (10) -F) 及び-G) に掲げる事業を除く。）を行うことができる¹⁵。

なお、優先交渉権者が出資する会社（運営者及び運営者子会社等を除く。）は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。

① 旅客ビル施設事業

- (i) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設において直営店舗業務等を任意に行うことができる。

② 貨物ビル施設事業

- (i) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設において流通加工業務等を任意に行うことができる。

③ 航空機給油サービス事業

④ 空港用地内において実施する任意事業¹⁶

¹⁴ 提案する事業・業務は運営者が行うもの（運営者が契約上の責任を負った上で、第三者に行わせることを含む。）に限る。

¹⁵ なお、当該承認は4 管理者間協議の対象となる。承認に当たっての詳細は開示資料を参照のこと。

¹⁶ 空港運営事業開始日の前日までに実施する場合は、別途空港用地の使用許可等を受けなければならない。

F) 道内他 6 空港運営事業

市は、2. - (3) において記載したとおり、道内 7 空港について、各空港のマーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実等を図り、地域と連携した広域観光の振興を含め地域経済の活性化に繋げる観点から一体的な運営の民間委託を行うことを予定しているため、道内国管理 4 空港、帯広空港及び女満別空港に係る空港運営事業を道内他 6 空港運営事業として位置付けるものとする。

G) その他空港運営事業

道内国管理 4 空港、帯広空港及び女満別空港以外の道内空港の管理者が自ら管理する空港の運営を他者に行わせようとする場合には、運営者は当該道内空港の管理者と交渉を行うことができる。

(11) 要求水準書（案）の体系

運営者は、航空輸送の安全確保を全ての活動に対して優先されるべき前提として空港運営に取り組む必要がある。市は、運営者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うこと、環境対策事業が適切に実施されること、利用者利便の向上に資する適切な投資が実施されること等が確保されることを目的として要求水準を定める。なお、市は、要求水準書（案）I. -3. 1 に規定する項目のうちV. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業並びにIV-1. 駐車場施設事業のうちサービスに関する事項はあらかじめ必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。IV-3. 本空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、IV-4. 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、IV-5. 広域観光振興に関する事業・業務及びIV-6. 地域との共生の事業・業務に関する要求水準に関する事項についてもこれと同様とする。

(12) 運営者が取得・承継する権利・資産等

A) ビル施設等事業開始日までに運営者が取得する資産

① ビル施設事業者株式

➤ ビル施設事業者の発行済株式（2. - (7) -B) 参照）

B) 空港運営事業開始日までに運営者が取得・承継する権利・資産等

① 運営者としての管理権限¹⁷

¹⁷ 具体的な内容は、関連資料集の運営指定対象施設リストを参照のこと。運営指定対象施設リストの内容

- 空港用地、滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、道路・駐車場施設、上下水道施設、雨水排水施設、橋梁、消防水利、場周柵、消防車庫、除雪車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等の管理権限
- ② 空港用地等の使用権
 - 公有財産等無償貸付契約に基づく空港用地等の使用権
- ③ 運営者譲渡対象資産¹⁸
 - 空港運営事業に必要な運営者譲渡対象資産（消防車両、除雪車両等を含む。）

(13) 更新投資等の取扱い

A) 運営指定対象施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営者は、運営指定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理（更新投資）を行うことができる¹⁹。ただし、運営者が航空法第 43 条に規定する重要な変更等実施契約に定める一定の維持管理（更新投資）を行おうとするときは、市の事前の承認を得なければならない。また、運営者は、運営指定対象施設について、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない²⁰。
- 市は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営指定対象施設について、維持管理（更新投資）を行うことがある。
- 市又は運営者が維持管理（更新投資）を行った運営指定対象施設は、国又は市の所有に属し、運営者が運営等を行うものとする。

B) 非運営指定対象施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営者は、5. - (1) に定める非運営指定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）を行うことができる^{21 22}。

は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) に記載のとおり実施契約締結前に市によって更新され、また、実施契約に基づいて空港運営事業開始日まで更新されることとなる。

¹⁸ 運営者譲渡対象資産の具体的な内容は、関連資料集の運営者譲渡対象資産リストを参照のこと。運営者譲渡対象資産リストの内容は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) 及び第 5 章 1. - (4) -I) に記載のとおり、譲渡手続の開始前に、市によって更新される。

¹⁹ 運営者が行う運営指定対象施設に係る拡張投資のうち、実施契約に定める一定の要件（①事業期間中に回収が困難であって、②市が事業終了時点において当該拡張投資の残存価値が見込まれると判断し、市と運営者が予め合意した算定方法に従い予算措置された場合等）を満たすものについては、事業期間終了時に市が費用を負担する。

²⁰ 運営者が運営指定対象施設に対して行う維持管理の範囲は、別紙 1. を参照のこと。

²¹ ただし、運営者が自ら又はビル施設事業者をして、税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「CIQ 施設」という。）の再配置や新設を必要とするビル施設の整備を実施する場合、かかる整備については、事前に市の承認を得る必要がある。

²² 運営者は、空港運営事業期間中に運営者が行う非運営指定対象施設に係る拡張投資の空港運営事業終了

(14) 計画及び報告

A) 計画

- 運営者は、本事業について、空港運営事業期間全体に係る事業計画（マスタープラン）のほか、5年ごとの中期計画及び1年ごとの単年度計画並びに更新投資に関する計画を作成し、市に提出する。
- 計画においては、安全性及び運営の安定性の確保並びに利便性向上目的を含む投資計画を含めるものとする。
- 運営者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

B) 報告

- 運営者は、空港運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、市に提出する。

(15) 空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣等

運営者は、希望する場合には、空港運営事業に関連する市職員の派遣を市に求めることができる。派遣する職種、派遣人数、派遣期間等は、競争的対話を通じて決定する²³。この場合において、想定される職種は以下のとおりである。なお、派遣職員に係る人件費については、市の水準を基本とし、運営者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に市職員の任命権者と運営者との間で締結する取決めにおいて規定する。

- 土木担当
- 電気担当
- 運用担当（保安防災含む）

※土木・電気担当は運用及び保安防災を兼務する。

(16) 運営者が支払う本事業の対価

運営者は、次に掲げる対価を支払わなければならない²⁴。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約に記載されるビル施設事業者株式の取得対価
 - ② 物品譲渡契約に基づく運営者譲渡対象資産の取得対価
- ①については、運営者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及

日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう市に申し入れることができる。

²³ 最大派遣人数等の条件については、実施契約書（案）を参照のこと。

²⁴ 支払に用いる通貨は日本円とする。

び方法により、自らが当該株式譲渡及び事業譲渡の予約完結権の行使時に指定した将来の日において、その全額を直接ビル施設事業者株主に対して支払う。

②については、運営者は、市に対し、第5章 1. - (4) -I) の手続に従って定められた金額及び方法により支払う。支払にあたっては、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。

なお、市は、実施契約上別途定める場合を除き、運営者に対する上記②の対価の返還又は減額は行わない。

3. 本公募に関する事項

本公募に関する事項は、第 5 章に示す。

4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 空港運営事業の前提条件

以下に、空港運営事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）、関連資料集等において明らかにしている。

A) 契約等の承継

市が空港基本施設、空港航空保安施設及び空港用地等の運営等を実施する上で締結している契約等のうち、市が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、運営者に引き継がれるものとする。

B) 土地等の貸付義務

市が空港用地内において第三者に使用を許可している土地等のうち、市が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、市が指定する条件にて貸し付ける義務を負う。

また、空港運営事業開始前に、市が構造物（管路・橋脚等）及び電柱等を設置させる目的で使用許可を行っているものについては、空港運営事業開始日以降、運営者はそれぞれの使用許可の相手先の用途を充足するよう土地等を使用させるものとする。

C) 空港運営事業開始後に市が実施する工事

市が空港運営事業開始後に工事を実施する場合²⁵、運営者は、既存施設の維持管理を行うとともに、当該工事が円滑に行われるよう最大限協力するものとする。なお、当該工事によって増加した施設・空港用地は、運営指定対象施設として運営者に維持管理の責任が生じるものとする。

(2) リスク分担の基本的な考え方

市と運営者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営者が負うものとする。また、1. に記載のとおり、道内 7 空港については、同一の優先交渉権者の設立した SPC に 7 空港を一体的に運営させることを予定しており、運

²⁵ 費用負担は空港法の規定に従う。

営者は、道内他 6 空港運営事業に係るリスクも負うものとする。例外的に市がリスクを負担することがある場合の詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

(3) 運営者の責任の履行確保に関する事項

運営者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営者の財務状況を把握するために、運営者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング²⁶を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、運営者に対して改善措置等を求めることができる²⁷。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）を参照のこと。

(4) 運営者の権利義務等に関する制限及び手続

A) 運営指定等の処分

運営者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営指定、実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営者は、市に対し、運営指定を取り消して第三者に運営指定をするよう申し入れることができる。この場合、市は、民活空港運営法附則第 14 条第 5 項に基づく市議会の議決をあらかじめ得た場合には、運営者の運営指定を取り消し、運営者以外の第三者に対して運営指定をすることができる²⁸。

市は、上記に従い運営者以外の第三者に対して運営指定をする場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 当該第三者が、本事業における運営者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
- ② 当該第三者が、運営者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
- ③ 当該第三者の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること。
- ④ 当該第三者が道内他 6 空港運営事業を実施している（又はすることが見込

²⁶ 道内 7 空港を一体的に運営する場合、モニタリングの実施主体は原則として各管理者となるが、運営者の負担軽減を図るべく、各管理者によるモニタリング内容・頻度及び各管理者への報告様式・報告内容・頻度を共通化する仕組みを導入することとする。

²⁷ モニタリングの内容について、運営者と市の間での認識の齟齬が生じた場合に第三者である専門家の意見を聞く仕組みを置くこととし、詳細は開示資料を参照のこと。

²⁸ なお、運営指定を取り消して、運営者以外の第三者に対して運営指定を行うことについては 4 管理者間協議の対象となる。これを行うに当たっての詳細は開示資料を参照のこと。

まれる)と市が認めること(運営者が道内他6空港運営事業も実施している場合に限る。))。

また、運営者及びビル施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本事業から発生する収益等に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

B) 運営者の株式の新規発行及び処分

運営者は、実施契約に定める手続きにしたがって運営者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)及び運営者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(以下「本完全無議決権株式」という。)のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定(以下「処分」と総称する。)について、実施契約に定める手続きにしたがって市は原則として関与しないものとする。

詳細については、実施契約書(案)及び基本協定書(案)を参照のこと。

5. 本空港の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、及び⑩の施設を「非運営指定対象施設」といい、それ以外の施設を「運営指定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等²⁹）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 空港公園（グリーンポート）及び公園上の施設（空港用地上の施設）
- ⑧ 空港用地
- ⑨ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫及び除雪車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑩ ① から⑨まで以外に運営者、ビル施設事業者が所有する施設

(2) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ① 所在地
北海道上川郡東神楽町
- ② 本事業の対象となる敷地面積
約 214ha

B) 空港用地等の貸付について

空港用地等については市有地と国有地が混在している。以下、本事業における空港用地等の貸付等に係る基本事項を記載する。

① 国有地

国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。市は、本事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、

²⁹ 運営者は、その所有する旅客ビル施設内の CIQ 施設を貸し付ける義務を負う。

市及び国の承認のもと、空港運営事業期間中は第三者等への貸し付けることができるようにする。詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

なお、市は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日から空港運営事業開始日の前日までの期間中継続させるようにする。

② 市有地

市は、空港運営事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、空港運営事業期間中は第三者等への貸し付けることができるようにする。詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

なお、市は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日から空港運営事業開始日の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

運営者は、空港用地外においても本事業に含まれる 2. - (10) の A) から D) までに掲げる業務を実施することが求められる。

運営者は、自ら又は運営者子会社等をして、市と事前に協議の上、市の承認を得た場合は、2. - (10) -E)、-F) 及び-G) に掲げる業務を空港用地外で行うことができる³⁰。

³⁰ なお、当該承認は 4 管理者間協議の対象となる。承認に当たっての詳細は開示資料を参照のこと。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約を終了するものとする。この場合、運営者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、運営者の資産等については、2. - (7) - D) -②と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容の詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

(2) 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続及び道内7空港一体の運営を出来る限り維持する観点から、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7. その他

(1) 本公募の取消し

市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消す。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

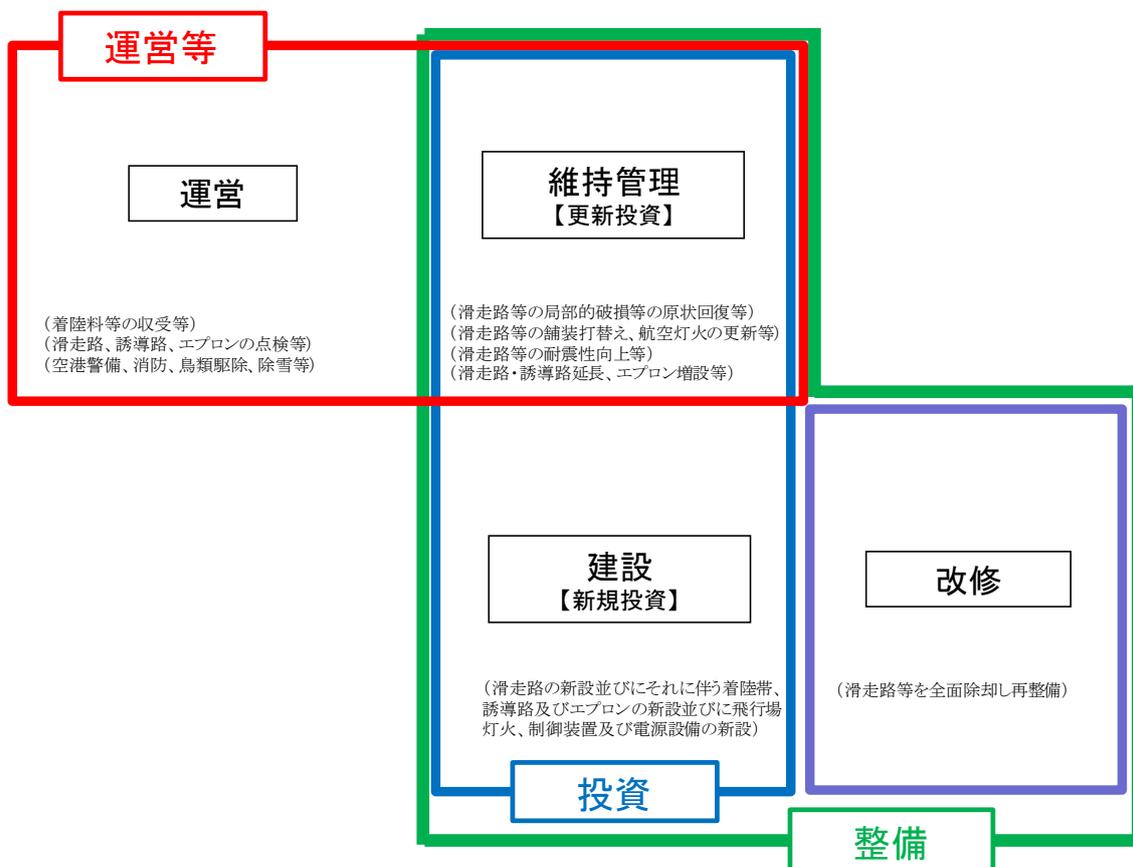
(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

旭川市のホームページ

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/452/459/460/777.html>

別紙 1. PFI 法における用語との整理



PFI 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン（以下「運営権 GL」という。）に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。（PFI 法第 2 条第 6 項）
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む）をいう。（運営権 GL）
- 建設：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。（運営権 GL）
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。（運営権 GL）
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。（運営権 GL）

別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて

①「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）

以下の公益財団法人財務会計基準機構のホームページを参照。

https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/pfi_2017_1.pdf

②「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて」

以下の国税庁ホームページを参照。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/141118/index.htm>

③「コンセッション事業における公共施設等運営権の設定に係る消費税の取扱い」

以下の国税庁ホームページを参照。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/12/07.htm>

第 3 章 帯広空港編

帯広空港運営事業等

募集要項

平成 30 年 4 月 25 日

帯広市

1. はじめに

帯広市（以下「市」という。）は、帯広空港（以下「本空港」という。）において、帯広市空港管理条例（昭和 55 年条例第 39 号）第 25 条に定めるところにより、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）附則第 14 条に基づき特定地方管理空港の運営等（着陸料等を自らの収入として収受するものに限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る民活空港運営法第 2 条第 6 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事業を含む。）（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する本空港運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）を本空港の運営者（民活空港運営法附則第 14 条に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下「運営者」という。）として指定（以下「運営指定」という。）するとともに帯広空港運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

また、国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）、旭川市及び北海道は、それぞれが管理する新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港（以下「道内国管理 4 空港」と総称する。）並びに旭川空港及び女満別空港においても、滑走路等に係る航空系事業とビル施設等事業を一体として経営する同様の事業を実施することを計画している。

これらの北海道内の 7 空港（本空港、道内国管理 4 空港、旭川空港及び女満別空港。以下「道内 7 空港」と総称する。）については、2. - (3) に定める背景・目的から、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した SPC に道内 7 空港を一体的に運営させることを予定している。

本募集要項は、市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による本事業の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、本募集要項の公表日から実施契約の締結日までに適用し、また締結日以降も、実施契約の関係当事者を拘束する。

なお、市は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項について、実施契約等に定めることがある。

2. 本事業の内容に関する事項

(1) 本空港の管理者

帯広市長 米沢 則寿

(2) 担当部局

帯広市商工観光部空港事務所（以下「担当部局」という。）

住所：北海道帯広市泉町西9線中8番地41

電話番号：0155-64-5320

電子メールアドレス：airport@city.obihiro.hokkaido.jp

本公募において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

(i) 新日本有限責任監査法人

(ii) 弁護士法人関西法律特許事務所

(iii) EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社

(iv) 株式会社ドーコン

なお、本募集要項において公募アドバイザー¹宛に提出することとされている書類は、以下に送付するものとする。

宛先：新日本有限責任監査法人

インフラストラクチャー・アドバイザーグループ

北海道内7空港担当チーム

住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビルディング

電話番号：03-3503-1557

電子メールアドレス：hokkaido7@jp.ey.com

(3) 事業の背景・目的

本空港は昭和56年に開港し、30年以上にわたり、北海道道東地域十勝地方の空の玄関口として道内外の航空利用旅客の乗り入れに貢献するとともに、日本有数の農業・酪農地帯である十勝地方の農畜産物等貨物の航空輸送にも重要な役割を果たしてきた。

本空港は「とがち帯広空港」と称され、食料自給率1,200%以上を誇る日本の食

¹ 公募アドバイザーの選定は年度毎に実施され、平成31年度の公募アドバイザーの選定は別途行われる。

料供給基地“十勝”を後背圏に有し、第1次産業を中心とする安定した産業基盤に支えられ、平成28年度の年間旅客数は約62万人となっている。

また、本空港は、日本有数の日照時間と平坦な十勝平野の中央に位置するなど飛行に適した地域として就航率が高い特長があることに加え、新千歳空港から180kmと近く同空港の補完・代替空港としての機能と、海路・高速道路網などを背景とした、北海道における交通の要衝・物流拠点としての機能、さらには、国のインバウンド観光戦略の一翼を担うひがし北海道の広域観光周遊ルートにおける空の玄関口としての機能など、北海道の広域観光の振興や地域の活性化に貢献できるポテンシャルを有している。

平成25年度からは、警備や消防、航空灯火、除雪など複数業務を一括管理する「総合維持管理業務委託」を導入し、業務の効率化を図っているほか、平成29年3月には、帯広空港ターミナルビル株式会社がターミナルビルを増築し、旅客動線を1本から2本に拡張したことに加え、C I Q施設の設置等により、国際線チャーター便をはじめ、国内外からの路線を柔軟に受け入れることが可能となった。平成30年3月には、エプロン拡張と可動橋設置により、大型ジェット機の受入可能なスポットを増設するなど、空港価値の向上に向けた取り組みを行っているところである。

しかしながら、現在の委託制度の下では、市が管理する空港基本施設等と、民間事業者が所有するビル施設等について、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営が実施できておらず、本空港の持つポテンシャルの発揮には課題がある。

市は、これらの背景を踏まえ、本空港の果たすべき役割を最大限発揮させるため、北海道内7空港特定運営事業等の対象空港の一つとして、民活空港運営法に基づく民間による一体的かつ機動的な空港経営の実現を目指している。

(4) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑩までの書類（これらに補足資料（第5章 1. - (2) -K）に定める補足資料をいう。以下同じ。）及び市のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答書、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。①から⑨までの書類は、第一次審査に係る審査書類（以下「第一次審査書類」という。）及び第二次審査に係る審査書類（以下「第二次審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑦までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成

するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 北海道内 7 空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 帯広空港運営事業等実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 帯広空港運営事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 帯広空港運営事業等公有財産等無償貸付契約書（案）（以下「公有財産等無償貸付契約書（案）」という。）²
- ⑤ 帯広空港運営事業等物品譲渡契約書（案）（以下「物品譲渡契約書（案）」という。）
- ⑥ 帯広空港運営事業等要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑦ 関連資料集
- ⑧ 北海道内 7 空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑨ 北海道内 7 空港特定運営事業等様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑩ 参考資料集

なお、募集要項等と帯広空港運営事業等実施方針（平成 30 年 3 月 29 日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針によることとする。

(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、PFI 法、民活空港運営法、及び、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成 25 年国土交通省告示第 1080 号）のほか、要求水準書（案） I. -3. 2 に掲げる関連の各種法令等によることとする。

(6) 事業期間

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営者が運営者の指定に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）及び空港運営事業に先行して運営者がビル施設事業者の発行済株式（以下「ビル施設事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間（以下「ビル施設等事業期間」という。）から構成される。

² 市有地と国有地において、それぞれ締結することを予定している。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営者の指定を受けた日（以下「運営指定日」という。）の30年後の応当日の前日（2. - (6) -B）の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設等事業期間は、運営者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする³。

B) 空港運営事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間（以下、併せて「空港運営事業期間等」という。）の延長を申し出ることができる。このとき、市が各事由において運営者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、市と運営者が協議により2. - (6) -C）の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

また、上記の合意延長とは別に、実施契約に定める事由が生じ、かつ、市が運営者に対して空港運営事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の通知を行った場合、2. - (6) -C）の規定の範囲内で最も遅く到来する道内他6空港運営事業（2. - (10) -F）に定める事業をいう。）の空港運営事業終了日まで、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「公共延長オプション」という。）。⁴。なお、公共延長オプションの実施は1回に限られる。

合意延長及び公共延長オプションを除き、空港運営事業期間等の延長は認められない。

C) 運営者の指定期間

運営者の指定期間（以下「当初運営指定期間」という。）は、運営指定日から30年後の応当日の前日までとする。

なお、運営者の指定期間は、2. - (6) -B）に定める空港運営事業期間等の延長

³ なお、道内国管理4空港、旭川空港、女満別空港に係る空港運営事業の事業終了日は、帯広空港運営事業と同一とする。

⁴ なお、公共延長オプション期間における独立採算での運営が困難と認められる場合は、市は、更新投資等の費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で担うことを想定している。

があった場合を含め、運営指定日の 35 年後の応当日の前日を超えることはできない⁵。

運営者の指定期間は空港運営事業終了日をもって終了する。

(7) 事業方式

A) 運営者の指定等及び運営者譲渡対象資産の譲受方法

第 5 章 1. - (2) に定める手続によって選定され、市との間で基本協定（第 5 章 1. - (4) -A) に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする S P C を設立する。

S P C は、市から運営指定対象施設（5. - (1) に定める運営指定対象施設をいう。以下同じ。）について運営指定を受けて、運営者となる。運営者は、市との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、本事業の実施に必要な動産（以下「運営者譲渡対象資産」という。）を譲り受ける（以下、当該譲受けにかかる契約を「物品譲渡契約」という。）。

B) ビル施設事業者株式の譲受方法

実施契約を締結した運営者は、ビル施設等事業開始予定日（実施契約書（案）に定める。）までにビル施設事業者株式をその株主（以下「ビル施設事業者株主」という。）から譲り受ける。

上記株式の譲受方法に関して、市とビル施設事業者株主との間で、その株主の保有する株式の全部（発行済み株式総数の約 81.72%）について、その譲渡価格を 11 億 5,713 万 8,000 円とする内容の株式譲渡予約契約（以下「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」という。）を締結しており⁶、運営者に対して同契約に基づくビル施設事業者株式の譲渡に係る予約完結権を含む市の同契約上の地位が譲渡されることに合意している。

運営者は、市からビル施設事業者株式譲渡予約契約に定める予約完結権を譲り受けて行使するとともに、市が保有するビル施設事業者株式を譲受することで、ビル施設事業者株式を取得する。なお、株式譲受によることから、ビル施設事業者の従業員並びにビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り運営者に承継されることになる⁷。

⁵ たとえば、運営指定日が平成 31 年 10 月 1 日となった場合、当初運営指定期間の終了日は平成 61 年 9 月 30 日とし、空港運営事業が延長されたときであっても、その終了日は平成 66 年 9 月 30 日を超えることはできない。

⁶ 市が保有するビル施設事業者株式（発行済み株式総数の約 18.28%）の譲渡条件は、譲渡予約契約と同等の内容（譲渡価格は 2 億 5,883 万 3,500 円とする）とする。

⁷ 運営者は、ビル施設事業者株式の取得後においても、特段の事情がない限り、引き続きビル施設事業者の従業員を、当該株式の取得時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営者がビル施設事業者株式の取得後にビル施設事業者の従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。

市は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約の関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない。

C) ビル施設の取扱い

運営者は、空港運営事業期間の終了時に市がビル施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、ビル施設等事業開始日後遅滞なく、ビル施設事業者をして、市との間で、ビル施設につき市を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

ビル施設事業者は、運営者又はビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、市に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含むがこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

D) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営指定等の主な取扱いは次のとおりである。

① 運営指定

空港運営事業終了日に、指定期間は終了する。

② 運営者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営者は、運営指定対象施設を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、市又は市の指定する第三者は、運営者及びその子会社又は関連会社（以下「運営者子会社等」と総称する。）の所有する資産のうち必要と認めたものを時価⁸にて買い取ることができる⁹。なお、市が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、市は当該実施者をして、当該資産の全部又は一部を時価にて運営者又は運営者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営者及び運営者子会社等が所有する資産（市又は市の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営者及び運営者子会社等の責任において処分しなければならない。

2. - (10) -A) -② - (i) に定める空港用地等については、空港運営事業終了日に公有財産等無償貸付契約が解除され、運営者は原則として自らの費用負

⁸ 時価の算出方法の詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

⁹ 運営者は、空港運営事業期間中に運営者が行う非運営指定対象施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう市に申し入れることができる。

担により更地にして市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、市又は市の指定する第三者が買い取る資産が空港用地（5. - (2) - A）に規定する所在地に所在する空港用地をいう。以下同じ。）上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

③ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、運営者、市又は市の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(8) 本事業における利用料金の設定及び收受

運営者は、①民活空港運営法附則第14条第1項に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）、空港航空保安施設の使用料金及び旅客取扱施設利用料については、各法律及び帯広市空港管理条例の規定に従い、必要な認可を受け、届出等を行い、②航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、2. - (5) に記載した関連法令に基づく手続に従い、③駐車場施設の利用料金については、帯広市空港管理条例第26条第3項に従い、設定する利用料金（又は設定した利用料金の変更）についてあらかじめ市長の承認¹⁰を得て、④その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(9) 本事業における費用負担

運営者は、下記 A)、B) 及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

A) 更新投資に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

運営者は、運営指定対象施設に係る更新投資（拡張を除く。）について、更新投資に関する計画において、その内容と費用を定めるものとする。市は、更新投資に関する計画に基づき、更新投資に関する協定を運営者と毎年度締結し、市は、これに基づき、A) -②に定める範囲で更新投資に係る費用を支出する。

¹⁰ 優先交渉権者が第二次審査書類において提案した駐車場施設の料金体系については、運営者の指定にかかる市議会の議決を得たのちに、市長が承認することを予定している。

② 費用負担の範囲

運営者は、更新投資について、市が定める費用上限額の範囲内において、市による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。市は、提案された費用総額を上限として、更新投資に関する協定に基づき、更新投資に係る費用を支出する。市は、支払にあたっては、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、市が定める上限額は総額 63 億 700 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。

B) 運営に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

市は、実施契約に定められた範囲内で本事業の運営（車両等の更新投資を含む。）に係る費用を支出する。

② 費用負担の範囲

運営者は、本事業の運営について、市が定める上限額の範囲内において、市による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。市は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。市は、支払にあたっては、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、市が定める上限額は総額 72 億 7,600 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とし、各年度の支払上限額は 2 億 5,500 万円（消費税及び地方消費税の額を含まない金額）とする。

(10) 本事業の範囲¹¹

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとし、ビル施設等事業、道内他 6 空港運営事業及びその他空港運営事業の範囲は以下の E)、F) 及び G) に掲げるものとする。なお、運営者は、事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者（運営者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を参照のこと。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）

¹¹ なお、空港運営事業に関する本空港における市と運営者の業務分担については、関連資料集の業務分担表を参照のこと。

- ① 空港基本施設等事業
 - (i) 空港基本施設等の維持管理業務
 - (ii) 空港基本施設等の運營業務
 - (iii) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法附則第 14 条第 9 項）並びにその收受¹²
 - ② 空港用地等管理業務
 - (i) 航空法第 46 条に基づき告示された本空港の空港用地及びこれに附帯する施設（以下「空港用地等」という。）の管理業務
- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）¹³
- (i) 空港航空保安施設の維持管理業務
 - (ii) 空港航空保安施設の運營業務
 - (iii) 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法附則第 14 条第 9 項、航空法第 54 条）並びにその收受
- C) 環境対策事業
- (i) 空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- ① 運営者が実施義務を負う事業・業務

運営者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。

 - (i) 規程の策定等
 - (ii) 空港用地等貸付事業¹⁴
 - (iii) 駐車場施設事業
 - (iv) ハイジャック等防止対策に関する費用負担
 - (v) 協議会への出席

¹² ただし、以下の場合には着陸料等を收受することはできない。

- (i) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられて着陸し、及び停留する場合の着陸料等
- (ii) 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに本空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合の着陸料

¹³ 場外において市が関係地方公共団体より許認可を取得し設置している航空灯火等の維持管理業務・運營業務を含む。なお、当該業務に係る許認可の維持については、市が行うものとする。

¹⁴ 運営者は、市及び市が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

② 優先交渉権者が提案¹⁵する事業・業務

- (i) 本空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (ii) 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (iii) 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務
- (iv) 地域との共生に関する事業・業務

E) ビル施設等事業

運営者は、ビル施設等事業のうち実施義務を負うもののほか、空港用地内に限り、関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事業期間中においてはビル施設事業者をして、また空港運営事業期間中においては自らが、必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。運営者又は運営者子会社等は、市の承認を得て、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動（ただし、2. - (10) -F) 及び-G) に掲げる事業を除く。）を行うことができる¹⁶。

なお、優先交渉権者が出資する会社（運営者及び運営者子会社等を除く。）は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。

① 旅客ビル施設事業

- (i) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設において直営店舗業務等を任意に行うことができる。

② 貨物ビル施設事業

- (i) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設において流通加工業務等を任意に行うことができる。

③ 航空機給油サービス事業

④ 空港用地内において実施する任意事業¹⁷

F) 道内他 6 空港運営事業

市は、2. - (3) において記載したとおり、道内 7 空港について、各空港の

¹⁵ 提案する事業・業務は運営者が行うもの（運営者が契約上の責任を負った上で、第三者に行わせることを含む。）に限る。

¹⁶ なお、当該承認は 4 管理者間協議の対象となる。承認に当たっての詳細は開示資料を参照のこと。

¹⁷ 空港運営事業開始日の前日までに実施する場合は、別途空港用地の使用許可等を受けなければならない。

マーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実等を図り、地域と連携した広域観光の振興を含め地域経済の活性化に繋げる観点から一体的な運営の民間委託を行うことを予定しているため、道内国管理 4 空港、旭川空港及び女満別空港に係る空港運営事業を道内他 6 空港運営事業として位置付けるものとする。

G) その他空港運営事業

道内国管理 4 空港、旭川空港及び女満別空港以外の道内空港の管理者が自ら管理する空港の運営を他者に行わせようとする場合には、運営者は当該道内空港の管理者と交渉を行うことができる。

(11) 要求水準書（案）の体系

運営者は、航空輸送の安全確保を全ての活動に対して優先されるべき前提として空港運営に取り組む必要がある。市は、運営者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うこと、環境対策事業が適切に実施されること、利用者利便の向上に資する適切な投資が実施されること等が確保されることを目的として要求水準を定める。なお、市は、要求水準書（案）Ⅰ. -3. 1 に規定する項目のうちⅤ. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業並びにⅣ-1. 駐車場施設事業のうちサービスに関する事項はあらかじめ必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。Ⅳ-3. 本空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、Ⅳ-4. 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、Ⅳ-5. 広域観光振興に関する事業・業務及びⅣ-6. 地域との共生の事業・業務に関する要求水準に関する事項についてもこれと同様とする。

(12) 運営者が取得・承継する権利・資産等

A) ビル施設等事業開始日までに運営者が取得する資産

① ビル施設事業者株式

- ビル施設事業者の発行済株式（2. - (7) -B) 参照）

B) 空港運営事業開始日までに運営者が取得・承継する権利・資産等

① 運営者としての管理権限¹⁸

- 空港用地、滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、道路・駐車場施設、上下水道施設、雨水排水施設、橋梁、消防水利、場周柵、消防車庫、

¹⁸ 具体的な内容は、関連資料集の運営指定対象施設リストを参照のこと。運営指定対象施設リストの内容は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) に記載のとおり実施契約締結前に市によって更新され、また、実施契約に基づいて空港運営事業開始日まで更新されることとなる。

除雪車車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等の管理権限

② 空港用地等の使用权

- 公有財産等無償貸付契約に基づく空港用地等の使用权

③ 運営者譲渡対象資産¹⁹

- 空港運営事業に必要な運営者譲渡対象資産（消防車両、除雪車両等を含む。）

(13) 更新投資等の取扱い

A) 運営指定対象施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営者は、運営指定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理（更新投資）を行うことができる²⁰。ただし、運営者が航空法第 43 条に規定する重要な変更等実施契約に定める一定の維持管理（更新投資）を行おうとするときは、市の事前の承認を得なければならない。また、運営者は、運営指定対象施設について、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない²¹。
- 市は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営指定対象施設について、維持管理（更新投資）を行うことがある。
- 市は、市が実施主体となり以下に示す期間における滑走路・誘導路工事を実施する。滑走路に係る当該工事は平成 32 年 10 月 31 日までに、誘導路に係る当該工事は平成 35 年 10 月 31 日までに完了するものとし²²、誘導路に係る当該工事の完了までに同工事の対象施設の路面性状若しくは工事に起因して運営者又は第三者に生じた一切の損害を賠償するものとする²³。ただし、運営者又は第三者の責めに帰すべき事由による損害についてはこの限りでない。なお、当該工事に係る部分は、当然に運営指定対象施設等に含まれるものとして指定の効果が及ぶものとする。
- 市又は運営者が維持管理（更新投資）を行った運営指定対象施設は、国又は市の所有に属し、運営者が運営等を行うものとする。

¹⁹ 運営者譲渡対象資産の具体的な内容は、関連資料集の運営者譲渡対象資産リストを参照のこと。運営者譲渡対象資産リストの内容は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) 及び第 5 章 1. - (4) -I) に記載のとおり、譲渡手続の開始前に、市によって更新される。

²⁰ 運営者が行う運営指定対象施設に係る拡張投資のうち、実施契約に定める一定の要件（①事業期間中に回収が困難であって、②市が事業終了時点において当該拡張投資の残存価値が見込まれると判断し、市と運営者が予め合意した算定方法に従い予算措置された場合等）を満たすものについては、事業期間終了時に市が費用を負担する。

²¹ 運営者が運営指定対象施設に対して行う維持管理の範囲は、別紙 1. を参照のこと。

²² 市は、運営者の求めに応じて、当該工事に関する情報を開示する。

²³ 市は、工事完了までの間、完了前の工事対象範囲における運営者の修繕義務を免除する。

B) 非運営指定対象施設に係る更新投資等の取扱い

- 運営者は、5. - (1) に定める非運営指定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）を行うことができる²⁴ ²⁵。

(14) 計画及び報告

A) 計画

- 運営者は、本事業について、空港運営事業期間全体に係る事業計画（マスタープラン）のほか、5年ごとの中期計画及び1年ごとの単年度計画並びに更新投資に関する計画を作成し、市に提出する。
- 計画においては、安全性及び運営の安定性の確保並びに利便性向上目的を含む投資計画を含めるものとする。
- 運営者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

B) 報告

- 運営者は、空港運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、市に提出する。

(15) 空港運営事業に関連する市から運営者への職員の派遣等

運営者は、希望する場合には、空港運営事業に関連する市職員の派遣を市に求めることができる。派遣する職種、派遣人数、派遣期間等は、競争的対話を通じて決定する²⁶。この場合において、想定される職種は以下のとおりである。なお、派遣職員に係る人件費については、市の水準を基本とし、運営者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に市職員の任命権者と運営者との間で締結する取決めにおいて規定する。

- 土木担当
- 電気担当
- 運用担当（保安防災含む）

※土木・電気担当は運用及び保安防災を兼務する。

²⁴ ただし、運営者が自ら又はビル施設事業者をして、税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「CIQ施設」という。）の再配置や新設を必要とするビル施設の整備を実施する場合、かかる整備については、事前に市の承認を得る必要がある。

²⁵ 運営者は、空港運営事業期間中に運営者が行う非運営指定対象施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう市に申し入れることができる。

²⁶ 最大派遣人数等の条件については、実施契約書（案）を参照のこと。

(16) 運営者が支払う本事業の対価

運営者は、次に掲げる対価を支払わなければならない²⁷。

① ビル施設事業者株式譲渡予約契約に記載されるビル施設事業者株式の取得対価

② 物品譲渡契約に基づく運営者譲渡対象資産の取得対価

①の対価については、運営者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法により、自らが当該株式譲渡及び事業譲渡の予約完結権の行使時に指定した将来の日において、その全額を直接ビル施設事業者株主に対して支払う。

②の対価については、運営者は、市に対し、第5章 1. - (4) -I) の手続に従って定められた金額及び方法により支払う。支払に当たっては、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。

なお、市は、実施契約上別途定める場合を除き、運営者に対する上記②の対価の返還又は減額は行わない。

²⁷ 支払に用いる通貨は日本円とする。

3. 本公募に関する事項

本公募に関する事項は、第 5 章に示す。

4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 空港運営事業の前提条件

以下に、空港運営事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）、関連資料集等において明らかにしている。

A) 契約等の承継

市が空港基本施設、空港航空保安施設及び空港用地等の運営等を実施する上で締結している契約等のうち、市が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、運営者に引き継がれるものとする。

B) 土地等の貸付義務

市が空港用地内において第三者に使用を許可している土地等のうち、市が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、市が指定する条件にて貸し付ける義務を負う。

また、空港運営事業開始前に、市が構造物（管路・橋脚等）及び電柱等を設置させる目的で使用許可を行っているものについては、空港運営事業開始日以降、運営者はそれぞれの使用許可の相手先の用途を充足するよう土地等を使用させるものとする。

C) 空港運営事業開始後に市が実施する工事

市が空港運営事業開始後に工事を実施する場合²⁸、運営者は、既存施設の維持管理を行うとともに、当該工事が円滑に行われるよう最大限協力するものとする。なお、当該工事によって増加した施設・空港用地は、運営指定対象施設として運営者に維持管理の責任が生じるものとする。

(2) リスク分担の基本的な考え方

市と運営者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営者が負うものとする。また、1. に記載のとおり、道内 7 空港については、同一の優先交渉権者の設立した SPC に 7 空港を一体的に運営させることを予定しており、運

²⁸ 費用負担は空港法の規定に従う。

営者は、道内他 6 空港運営事業に係るリスクも負うものとする。例外的に市がリスクを負担することがある場合の詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

(3) 運営者の責任の履行確保に関する事項

運営者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営者の財務状況を把握するために、運営者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング²⁹を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、運営者に対して改善措置等を求めることができる³⁰。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）を参照のこと。

(4) 運営者の権利義務等に関する制限及び手続

A) 運営指定等の処分

運営者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営指定、実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営者は、市に対し、運営指定を取り消して第三者に運営指定をするよう申し入れることができる。この場合、市は、民活空港運営法附則第 14 条第 5 項に基づく市議会の議決をあらかじめ得た場合には、運営者の運営指定を取り消し、運営者以外の第三者に対して運営指定をすることができる³¹。

市は、上記に従い運営者以外の第三者に対して運営指定をする場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 当該第三者が、本事業における運営者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
- ② 当該第三者が、運営者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
- ③ 当該第三者の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること。
- ④ 当該第三者が道内他 6 空港運営事業を実施している（又はすることが見込

²⁹ 道内 7 空港を一体的に運営する場合、モニタリングの実施主体は原則として各管理者となるが、運営者の負担軽減を図るべく、各管理者によるモニタリング内容・頻度及び各管理者への報告様式・報告内容・頻度を共通化する仕組みを導入することとする。

³⁰ モニタリングの内容について、運営者と市の間での認識の齟齬が生じた場合に第三者である専門家の意見を聞く仕組みを置くこととし、詳細は開示資料を参照のこと。

³¹ なお、運営指定を取り消して、運営者以外の第三者に対して運営指定を行うことについては 4 管理者間協議の対象となる。これを行うに当たっての詳細は開示資料を参照のこと。

まれる)と市が認めること(運営者が道内他6空港運営事業も実施している場合に限る。)

また、運営者及びビル施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本事業から発生する収益等に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

B) 運営者の株式の新規発行及び処分

運営者は、実施契約に定める手続きにしたがって運営者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)及び運営者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(以下「本完全無議決権株式」という。)のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定(以下「処分」と総称する。)について、実施契約に定める手続きにしたがって市は原則として関与しないものとする。

詳細については、実施契約書(案)及び基本協定書(案)を参照のこと。

5. 本空港の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、及び⑨の施設を「非運営指定対象施設」といい、それ以外の施設を「運営指定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等³²）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設
- ⑦ 空港用地
- ⑧ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫及び除雪車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑨ ① から⑧まで以外に運営者、ビル施設事業者が所有する施設

(2) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 55 条の 2 第 3 項において準用する同法第 46 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ① 所在地
北海道帯広市泉町
- ② 本事業の対象となる敷地面積
約 282ha

B) 空港用地等の貸付について

空港用地等については市有地と国有地が混在している。以下、本事業における空港用地等の貸付等に係る基本事項を記載する。

① 国有地

国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類は同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。市は、本事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、市及び国の承認のもと、空港運営事業期間中は第三者等への貸し付けることがで

³² 運営者は、その所有する旅客ビル施設内の CIQ 施設を貸し付ける義務を負う。

きるようにする。詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

なお、市は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日から空港運営事業開始日の前日までの期間中継続させるようにする。

② 市有地

市は、空港運営事業において運営者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営者に対して、空港運営事業期間中は第三者等への貸し付けることができるようにする。詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

なお、市は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日から空港運営事業開始日の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

運営者は、空港用地外においても本事業に含まれる 2. - (10) の A) から D) までに掲げる業務を実施することが求められる。

運営者は、自ら又は運営者子会社等をして、市と事前に協議の上、市の承認を得た場合は、2. - (10) -E)、-F) 及び-G) に掲げる業務を空港用地外で行うことができる³³。

³³ なお、当該承認は 4 管理者間協議の対象となる。承認に当たっての詳細は開示資料を参照のこと。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約を終了するものとする。この場合、運営者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、運営者の資産等については、2. - (7) - D) -②と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容の詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

(2) 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続及び道内7空港一体の運営を出来る限り維持する観点から、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7. その他

(1) 本公募の取消し

市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消す。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

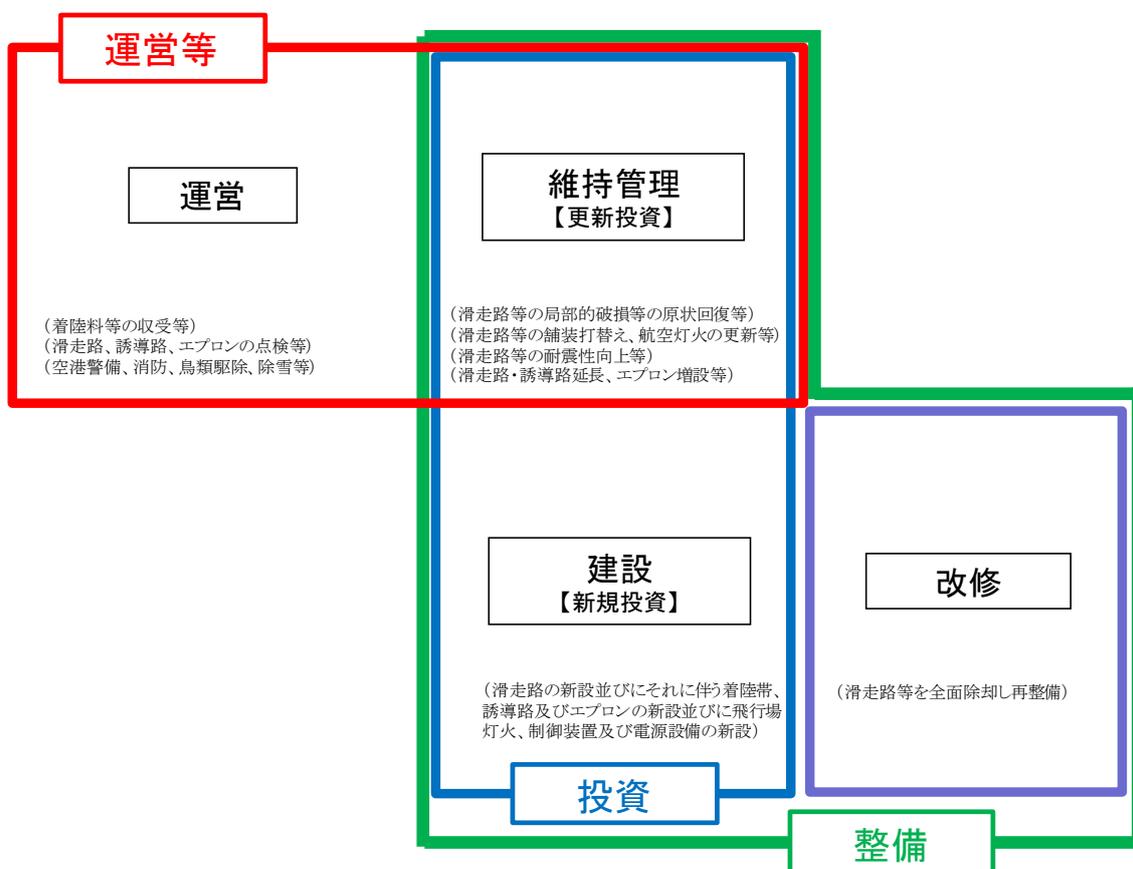
(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

市のホームページ

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/kuukoujimusho/kukokeieikaikaku/>

別紙 1. PFI 法における用語との整理



PFI 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン（以下「運営権 GL」という。）に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。（PFI 法第 2 条第 6 項）
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む）をいう。（運営権 GL）
- 建設：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。（運営権 GL）
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。（運営権 GL）
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。（運営権 GL）

別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて

①「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）

以下の公益財団法人財務会計基準機構のホームページを参照。

https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/pfi_2017_1.pdf

②「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて」

以下の国税庁ホームページを参照。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/141118/index.htm>

③「コンセッション事業における公共施設等運営権の設定に係る消費税の取扱い」

以下の国税庁ホームページを参照。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/12/07.htm>

第 4 章 女満別空港編
女満別空港特定運営事業等

募集要項

平成 30 年 4 月 25 日

北海道

1. はじめに

北海道（以下「道」という。）は、女満別空港（以下「本空港」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく女満別空港に係る地方管理空港特定運営事業（以下「空港運営事業」という。）とともに、同空港に係るターミナルビル等に係る非航空系事業（以下「ビル施設等事業」という。）を一体として経営する女満別空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「S P C」という。）に対して、女満別空港に係る地方管理空港運営権者（民活空港運営法第 11 条第 2 項に規定する地方管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに、女満別空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

また、国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）、旭川市及び帯広市は、それぞれが管理する新千歳空港、稚内空港、釧路空港及び函館空港（以下「道内国管理 4 空港」と総称する。）並びに旭川空港、帯広空港においても、滑走路等に係る航空系事業とビル施設等事業を一体として経営する同様の事業を実施することを計画している。

これらの北海道内の 7 空港（本空港、道内国管理 4 空港、旭川空港及び帯広空港。以下「道内 7 空港」という。）については、2. - (3) に定める背景・目的から、同一の優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者の設立した S P C に道内 7 空港を一体的に運営させることを予定している。

本募集要項は、道が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による本事業の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、本募集要項の公表日から実施契約の締結日までに適用し、また締結日以降も、実施契約の関係当事者を拘束する。

なお、道は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項について、実施契約等に定めることがある。

2. 本事業の内容に関する事項

(1) 公共施設等の管理者

北海道知事 高橋 はるみ

(2) 担当部局

北海道総合政策部空港運営戦略推進室（以下「担当部局」という。）

住所：北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号：011-204-5559, 011-206-7217

電子メールアドレス：sogo.senryaku@pref.hokkaido.lg.jp

本公募において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

- (i) 新日本有限責任監査法人
- (ii) アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (iii) 弁護士法人関西法律特許事務所
- (iv) EY トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社
- (v) 株式会社ドーコン

なお、本募集要項において公募アドバイザー¹宛に提出することとされている書類は、以下に送付するものとする。

宛先：新日本有限責任監査法人

インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ

北海道内7空港事務局

住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビルディング

電話番号：03-3503-1557

電子メールアドレス：hokkaido7@jp.ey.com

(3) 事業の背景・目的

道内7空港は北海道における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、本空港は我が国の航空ネットワークを支える重要な空港の一つとして、また、海外からのインバウンドの国内有数のゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。また、こうしたポテンシャルを発揮するためには、関係地方公共

¹ 公募アドバイザーの選定は年度毎に実施され、平成31年度の公募アドバイザーの選定は別途行われる。

団体や地域と協働しつつ、ゲートウェイとなる各空港の有効活用や戦略的な空港間の連携を進めることが喫緊の課題である。しかしながら、現在の道内7空港は、①道、国、旭川市及び帯広市（以下「道等」と総称する。）の公共主体が所有する空港基本施設等（ただし、空港用地（非道有地）（5. - (2) に定める空港用地（非道有地）について、道は所有権を有しない。）、②航空旅客及び航空貨物取扱施設事業者（以下「ビル施設事業者」という。）が所有する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する便利施設（以下「旅客ビル施設」という。）並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する便利施設（以下「貨物ビル施設」という。）、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設等が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。

このため、道内7空港の各空港本来の役割を最大限発揮させることを目的として、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるとともに、道内7空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するため、本事業を実施することとした。本事業によって、道等として、道内7空港について、各空港のマーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実等を図り、地域と連携した広域観光の振興を含め地域経済の活性化に繋げることとする。

(4) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑩までの書類（これらに補足資料（3. - (2) -K）に定める補足資料をいう。以下同じ。）及び道のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答書、その他これらに関して道が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。①から⑨までの書類は、第一次審査に係る審査書類（以下「第一次審査書類」という。）及び第二次審査に係る審査書類（以下「第二次審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑦までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 北海道内7空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 女満別空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 女満別空港特定運営事業等基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）

- ④ 女満別空港特定運営事業等公有財産等無償貸付契約書（案）（以下「公有財産等無償貸付契約書（案）」という。）
- ⑤ 女満別空港特定運営事業等物品譲渡契約書（案）（以下「物品譲渡契約書（案）」という。）
- ⑥ 女満別空港特定運営事業等要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑦ 関連資料集
- ⑧ 北海道内 7 空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑨ 北海道内 7 空港特定運営事業等様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑩ 参考資料集

なお、募集要項等と女満別空港特定運営事業等実施方針（平成 30 年 3 月 29 日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針によることとする。

(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、PFI 法、民活空港運営法、及び、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成 25 年国土交通省告示第 1080 号）のほか、要求水準書（案）I. -3. 2 に掲げる関連の各種法令等によることとする。

(6) 事業期間

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき空港運営事業を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）、及び、空港運営事業に先行して運営権者がビル施設事業者の発行済株式（以下「ビル施設事業者株式」という。）を取得した上でビル施設等事業を実施する期間（以下「ビル施設等事業期間」という。）から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の 30 年後の応当日の前日（2. - (6) -B）の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設等事業期間は、運営権者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設等事業が開始された日（以下「ビル施設等事業開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、ビル施設等事業開始日から、空港運営事業終了日までとする²。

B) 空港運営事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間（以下、併せて「空港運営事業期間等」という。）の延長を申し出ることができる。このとき、道が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、道と運営権者が協議により 2. - (6) -C) の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

また、上記の合意延長とは別に、実施契約に定める事由が生じ、かつ、道が運営権者に対して空港運営事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の通知を行った場合、2. - (6) -C) の規定の範囲内で最も遅く到来する道内他6空港運営事業（2. - (10) -F) に定める事業をいう。）の空港運営事業終了日まで、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「公共延長オプション」という。）。³。なお、公共延長オプションの実施は1回に限られる。

合意延長及び公共延長オプションを除き、空港運営事業期間等の延長は認められない。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間（以下「当初運営権存続期間」という。）は、運営権設定日から30年後の応当日の前日までとする。

なお、運営権の存続期間は、2. - (6) -B) に定める空港運営事業期間等の延長があった場合を含め、運営権設定日の35年後の応当日の前日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）⁴。

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもつ

² なお、国管理4空港、旭川空港、帯広空港に係る空港運営事業の終了日は、女満別空港特定運営事業と同一とする。

³ なお、公共延長オプション期間における独立採算での運営が困難と認められる場合は、道は、更新投資等の費用負担を必要な範囲（対象・規模等）で担うことを想定している。

⁴ たとえば、運営権設定日が平成31年10月1日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は平成61年9月30日とし、空港運営事業が延長されたときであっても、その終了日は平成66年9月30日を超えることはできない。

て消滅する。

(7) 事業方式

A) 運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲受方法

第5章 1. - (2) に定める手続によって選定され、道との間で基本協定（第5章 1. - (4) -A) に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCを設立する。

SPCは、道から運営権設定対象施設（5. - (1) に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、道との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、本事業の実施に必要な動産（以下「運営権者譲渡対象資産」という。）を譲り受ける（以下、当該譲受けにかかる契約を「物品譲渡契約」という。）。また、SPCは、空港運営事業開始日に現在の駐車場施設事業者から駐車場事業の実施に必要な資産を有償で譲り受ける。

B) ビル施設事業者株式の譲受方法

実施契約を締結した運営権者は、ビル施設等事業開始予定日（実施契約書（案）に定める。）までにビル施設事業者株式をその株主（以下「ビル施設事業者株主」という。）から譲り受ける。

上記株式の譲受方法に関して、道とビル施設事業者株主との間で、その株主の保有する株式の全部（発行済み株式総数の90%）について、譲渡価格を9億9,360万円とする内容の株式譲渡予約契約（以下「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」という。）を締結しており⁵、運営権者に対して同契約に基づくビル施設事業者株式の譲渡に係る予約完結権を含む道の同契約上の地位が譲渡されることに合意している。

運営権者は、道からビル施設事業者株式譲渡予約契約に定める予約完結権を譲り受けて行使するとともに、道が所有するビル施設事業者株式を譲受することで、ビル施設事業者株式を取得する。なお、株式譲受によることから、ビル施設事業者の従業員並びにビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り運営権者に承継されることになる⁶。

道は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約の関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない。

⁵ 道が所有するビル施設事業者株式（発行済み株式総数の10%）の譲渡条件は、譲渡予約契約と同等の内容（譲渡価格は1億1,040万円とする）とする。

⁶ 運営権者は、ビル施設事業者株式の取得後においても、特段の事情がない限り、引き続きビル施設事業者の従業員を、当該株式の取得時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営権者がビル施設事業者株式の取得後にビル施設事業者の従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。

C) ビル施設の取扱い

運営権者は、空港運営事業期間の終了時に道がビル施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、ビル施設等事業開始日後遅滞なく、ビル施設事業者をして、道との間で、ビル施設につき道を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価（実施契約に定める方法により決定される金額）とする。

ビル施設事業者は、運営権者又はビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、道に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定（担保設定を含むがこれに限らない。）に優先する順位保全効を有するものとする。

D) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

① 運営権

空港運営事業終了日に消滅する。

② 運営権者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の道が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設及び空港用地（非道有地）（以下「運営権設定対象施設等」と総称する。）を道又は道の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、道又は道の指定する第三者は、運営権者及びその子会社又は関連会社（以下「運営権者子会社等」と総称する。）の所有する資産のうち必要と認められたものを時価⁷にて買い取ることができる⁸。なお、道が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、道は当該実施者をして、当該資産の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産（道又は道の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。

2. - (10) -A) -② - (i) に定める空港用地等については、空港運営事業終了日に公有財産等無償貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用

⁷ 時価の算出方法の詳細は、実施契約書（案）を参照のこと。

⁸ 運営権者は、空港運営事業期間中に運営権者が行う非運営権施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう道に申し入れることができる。

負担により更地にして道又は道の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、道又は道の指定する第三者が買い取る資産が空港用地（5. - (2) - A）に規定する所在地に所在する空港用地をいう。以下同じ。）上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

③ 業務の引継ぎ

道又は道の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、運営権者、道又は道の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(8) 本事業における利用料金の設定及び收受

運営権者は、①民活空港運営法第2条第6項第1号に規定する着陸料等（空港法第13条第1項）、民活空港運営法第2条第6項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金及び旅客取扱施設利用料については、各法律及び北海道空港条例の規定に従い、必要な認可を受け、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金については、2. - (5) に記載した関連法令に基づく手続に従い、③その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(9) 本事業における費用負担

運営権者は、下記 A)、B) 及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

A) 更新投資に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

運営権者は、運営権設定対象施設に係る更新投資（拡張を除く。）について、更新投資に関する計画において、その内容と費用を定めるものとする。道は、更新投資に関する計画に基づき、更新投資に関する協定を毎年度運営権者と締結し、道は、これに基づき、A) -②に定める範囲で更新投資に係る費用を支出する。

② 費用負担の範囲

運営権者は、更新投資について、道が定める費用上限額の範囲内において、道による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。道は、提案された費用総額を上限として、更新投資に関する協定

に基づき、更新投資に係る費用を支出する。道は、支払にあたっては、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、道が定める上限額は総額 109 億 1,300 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。

B) 運営に係る費用負担

① 費用負担の基本的考え方

道は、実施契約に定められた範囲内で本事業の運営（車両等の更新投資を含む。）に係る費用を支出する。

② 費用負担の範囲

運営権者は、本事業の運営について、道が定める上限額の範囲内において、道による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。道は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。道は、支払にあたっては、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。

なお、道が定める上限額は総額 50 億 5,800 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とし、各年度の支払上限額は 1 億 7,700 万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。

(10) 本事業の範囲⁹

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとし、ビル施設等事業、道内他 6 空港運営事業及びその他空港運営事業の範囲は以下の E)、F)及び G) に掲げるものとする（各事業の具体的な内容は、要求水準書（案）I. -2. 5 を参照のこと）。なお、運営権者は、事業期間中、自ら又はビル施設事業者をして、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、道に事前に通知した上で、第三者（運営権者子会社等を含む。）に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を参照のこと。

A) 空港運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 1 号）

① 空港基本施設等事業

(i) 空港基本施設等の維持管理業務

⁹ なお、空港運営事業に関する本空港における道と運営権者の業務分担については、関連資料集の業務分担表を参照のこと。

- (ii) 空港基本施設等の運營業務
 - (iii) 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条）並びにその收受¹⁰
 - ② 空港用地等管理業務¹¹
 - (i) 航空法第 40 条に基づき告示された本空港の空港用地及びこれに附帯する施設（以下「空港用地等」という。）の管理業務
- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 2 号）
- (i) 空港航空保安施設の維持管理業務
 - (ii) 空港航空保安施設の運營業務
 - (iii) 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 2 項、航空法第 54 条）並びにその收受
- C) 環境対策事業
- (i) 空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 3 号）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号）
- ① 運営権者が実施義務を負う事業・業務
運営権者は、以下の事業及び業務の実施義務を負う。
 - (i) 規程の策定等
 - (ii) 空港用地等貸付事業¹²
 - (iii) 駐車場施設事業
 - (iv) ハイジャック等防止対策に関する費用負担
 - (v) 協議会への出席
 - ② 優先交渉権者が提案¹³する事業・業務

¹⁰ ただし、以下の場合には着陸料等を收受することはできない。

- (i) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合の着陸料等
- (ii) 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに女満別空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸料
- (iii) 北海道空港条例において、着陸料等を徴収しない場合として定められた場合

¹¹ 空港用地等管理業務のうち、空港用地（非道有地）の管理業務は、民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号の事業に含まれるが、本空港の空港用地のうち道が所有権を有する部分の管理業務と一体として取り扱うため、空港用地（非道有地）の管理業務も、「空港運営等事業」に含めるものとする。

¹² 運営権者は、道及び道が指定する者が引き続き使用する土地及び工作物等について、実施契約書（案）で示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

¹³ 提案する事業・業務は運営権者が行うもの（運営権者が契約上の責任を負った上で、第三者に行わせる

- (i) 本空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (ii) 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務
- (iii) 北海道の広域観光の振興に関する事業・業務
- (iv) 地域との共生に関する事業・業務

E) ビル施設等事業

運営権者は、ビル施設等事業のうち実施義務を負うもののほか、空港用地内に限り、関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、事業期間中においてはビル施設事業者をして、また空港運営事業期間中においては自らが、必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。運営権者又は運営権者子会社等は、道の承認を得て、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動（ただし、2. - (10) -F) 及び-G) に掲げる事業を除く。）を行うことができる¹⁴。

なお、優先交渉権者が出資する会社（運営権者及び運営権者子会社等を除く。）は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。

① 旅客ビル施設事業

- (i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、旅客ビル施設において直営店舗業務等を任意に行うことができる。

② 貨物ビル施設事業

- (i) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設事業を実施する義務を負う。
- (ii) 運営権者は、自ら又はビル施設事業者をして、貨物ビル施設において流通加工業務等を任意に行うことができる。

③ 航空機給油サービス事業¹⁵

④ 空港用地内において実施する任意事業¹⁶

F) 道内他 6 空港運営事業

道は、2. - (3) において記載したとおり、道内 7 空港について、各空港の

ことを含む。）に限る。

¹⁴ なお、当該承認は 4 管理者間協議の対象となる。承認に当たっての詳細は開示資料を参照のこと。

¹⁵ 運営権者が航空機給油関連事業者に対して土地貸付を行い、同事業者が女満別空港において航空機給油サービス事業を実施している期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。

¹⁶ 空港運営事業開始日の前日までに実施する場合は、別途空港用地の使用許可等を受けなければならない。

マーケティング力の底上げ・航空ネットワークの充実等を図り、地域と連携した広域観光の振興を含め地域経済の活性化に繋げる観点から一体的な運営の民間委託を行うことを予定しているため、道内国管理 4 空港、旭川空港及び帯広空港に係る空港運営事業を道内他 6 空港運営事業として位置付けるものとする。

G) その他空港運営事業

道内国管理 4 空港、旭川空港及び帯広空港以外の道内空港の管理者が自ら管理する空港の運営を他者に行わせようとする場合には、運営権者は当該道内空港の管理者と交渉を行うことができる。

(11) 要求水準書（案）の体系

運営権者は、航空輸送の安全確保を全ての活動に対して優先されるべき前提として空港運営に取り組む必要がある。道は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うこと、環境対策事業が適切に実施されること、利用者利便の向上に資する適切な投資が実施されること等が確保されることを目的として要求水準を定める。なお、道は、要求水準書（案）I. -3. 1に規定する項目のうちV. 旅客ビル施設事業及び貨物ビル施設事業並びにIV-1. 駐車場施設事業のうちサービスに関する事項はあらかじめ必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。IV-3. 本空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、IV-4. 道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、IV-5. 広域観光振興に関する事業・業務及びIV-6. 地域との共生の事業・業務に関する要求水準に関する事項についてもこれと同様とする。

(12) 運営権者が取得・承継する権利・資産等

A) ビル施設等事業開始日までに運営権者が取得する資産

① ビル施設事業者株式

- ビル施設事業者の発行済株式（2. - (7) -B) 参照)

B) 空港運営事業開始日までに運営権者が取得・承継する権利・資産

① 運営権¹⁷

- 空港用地（空港用地（非道有地）を除く。）、滑走路、誘導路、エプロン、

¹⁷ 運営権の具体的な内容は、関連資料集の運営権設定対象施設リストを参照のこと。運営権設定対象施設リストの内容は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) に記載のとおり実施契約締結前に道によって更新され、また、実施契約に基づいて空港運営事業開始日まで更新されることとなる。

航空灯火、道路・駐車場施設、上下水道施設、雨水排水施設、橋梁、消防水利、場周柵、消防車車庫、除雪車車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等に設定される権利

② 空港用地等の使用权

- 公有財産等無償貸付契約に基づく空港用地等の使用权

③ 運営権者譲渡対象資産¹⁸

- 空港運営事業に必要な運営権者譲渡対象資産（消防車両、除雪車両等を含む。）

(13) 更新投資等の取扱い

A) 運営権設定対象施設等に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、運営権設定対象施設等について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理（更新投資）を行うことができる¹⁹。ただし、運営権者が航空法第 43 条に規定する重要な変更等実施契約に定める一定の維持管理（更新投資）を行おうとするときは、道の事前の承認を得なければならない。また、運営権者は、運営権設定対象施設等について、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない²⁰。
- 道は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設等について、維持管理（更新投資）を行うことがある。
- 道又は運営権者が維持管理（更新投資）を行った運営権設定対象施設等は、道の所有に属し（ただし、空港用地（非道有地）については、国、大空町又は美幌町等の所有に属する。）、運営権者が運営等を行うものとする。

B) 非運営権施設（空港用地（非道有地）を除く。）に係る更新投資等の取扱い

- 運営権者は、5. - (1) に定める非運営権施設（空港用地（非道有地）を除く。）について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で投資（維持管理（更新投資）に限らない。）を行うことができる^{21 22}。

¹⁸ 運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストを参照のこと。運営権者譲渡対象資産リストの内容は平成 28 年度末時点のものであり、第 5 章 1. - (4) -B) 及び第 5 章 1. - (4) -I) に記載のとおり、譲渡手続の開始前に、道によって更新される。

¹⁹ 運営権者が行う運営権設定対象施設等に係る拡張投資のうち、実施契約に定める一定の要件（①事業期間中に回収が困難であって、②道が事業終了時点において当該拡張投資の残存価値が見込まれると判断し、道と運営権者が予め合意した算定方法に従い予算措置された場合等）を満たすものについては、事業期間終了時に道が費用を負担する。

²⁰ 運営権者が運営権設定対象施設等に対して行う維持管理の範囲は、別紙 1. を参照のこと。

²¹ ただし、運営権者が自ら又はビル施設事業者をして、税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「CIQ 施設」という。）の再配置や新設を必要とするビル施設の整備を実施する場合、かかる整備については、事前に道の承認を得る必要がある。

²² 運営権者は、空港運営事業期間中に運営権者が行う非運営権施設に係る拡張投資の空港運営事業終了日における買い取りの対象範囲について、意見聴取の機会を設けるよう道に申し入れることができる。

(14) 計画及び報告

A) 計画

- 運営権者は、本事業について、空港運営事業期間全体に係る事業計画（マスタープラン）のほか、5年ごとの中期計画及び1年ごとの単年度計画並びに更新投資に関する計画を作成し、道に提出する。
- 計画においては、安全性及び運営の安定性の確保並びに利便性向上目的を含む投資計画を含めるものとする。
- 運営権者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

B) 報告

- 運営権者は、空港運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、道に提出する。

(15) 空港運営事業に関連する道から運営権者への職員の派遣等

運営権者は、希望する場合には、空港運営事業に関連する道職員の派遣を道に求めることができる。派遣する職種、最大派遣人数、派遣期間等は、競争的対話を通じて決定する²³。この場合において、想定される職種は以下のとおりである。なお、派遣職員に係る人件費については、道の水準を基本とし、運営権者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に道職員の任命権者と運営権者との間で締結する取決めにおいて規定する。

- 管理係（保安防災・運用）
- 施設係（土木・機械・電気）

(16) 運営権者が支払う本事業の対価

運営権者は、次に掲げる対価を支払わなければならない²⁴。

- ① ビル施設事業者株式譲渡予約契約に記載されるビル施設事業者株式の取得対価
- ② 物品譲渡契約に基づく運営権者譲渡対象資産の取得対価及び現在の駐車場施設事業者から譲り受ける駐車場施設に関する資産の取得対価

このうち、①については、運営権者は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に定められた金額及び方法により、自らが当該株式譲渡の予約完結権の行使時に指定した将来の日において、その全額を直接ビル施設事業者株主に対して支払う。

²³ 最大派遣人数等の条件については、実施契約書（案）を参照のこと。

²⁴ 支払に用いる通貨は日本円とする。

②のうち、運営権者譲渡対象資産の取得対価については、運営権者は、道に対し、第5章 1. - (4) -I) の手続に従って定められた金額及び方法により支払う。

②のうち、駐車場施設に関する資産の取得対価については、運営権者は、現在の駐車場施設事業者に対してこれを支払う。

支払にあたっては、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。

なお、道は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する上記②の対価の返還又は減額は行わない。

3. 本公募に関する事項

本公募に関する事項は、第 5 章に示す。

4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 空港運営事業の前提条件

以下に、空港運営事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書(案)、要求水準書(案)、関連資料集等において明らかにしている。

A) 契約等の承継

道が空港基本施設、空港航空保安施設、及び空港用地等の運営等を実施する上で締結している契約等のうち、道が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

B) 土地等の貸付義務

道が空港用地内において第三者に使用を許可している土地等のうち、道が指定するものについては、空港運営事業開始日以降、道が指定する条件にて貸し付ける義務を負う。

また、空港運営事業開始前に、道が構造物(管路・橋脚等)及び電柱等を設置させる目的で使用許可を行っているものについては、空港運営事業開始日以降、運営権者はそれぞれの使用許可の相手先の用途を充足するよう土地等を使用させるものとする。

C) 空港運営事業開始後に道が実施する工事

道が空港運営事業開始後に工事を実施する場合²⁵、運営権者は、既存施設の維持管理を行うとともに、当該工事が円滑に行われるよう最大限協力するものとする。なお、当該工事によって増加した施設・空港用地は、運営権設定対象施設として(ただし、当該増加した空港用地のうち、道が所有権を有しない部分については、空港用地(非道有地)として)運営権者に維持管理の責任が生じるものとする。

(2) リスク分担の基本的な考え方

道と運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク(空港需要の変動リスクを含む。)は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権

²⁵ 費用負担は空港法の規定に従う。

者が負うものとする。また、1. に記載のとおり、道内 7 空港については、同一の優先交渉権者の設立した SPC に 7 空港を一体的に運営させることを予定しており、運営権者は、道内他 6 空港運営事業に係るリスクも負うものとする。例外的に道がリスクを負担することがある場合の詳細については実施契約書(案)を参照のこと。

(3) 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、道によるモニタリング²⁶を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、道は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる²⁷。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書(案)を参照のこと。

(4) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

A) 運営権の処分

運営権者は、道の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について道との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく道の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる²⁸。

道は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、道に対して承諾書を提出すること。
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
- ③ 譲受人の株主が、道に対して基本協定に定める株主誓約書(以下「株主誓約書」という。)を提出すること。
- ④ 運営権の譲渡先が道内他 6 空港運営事業を実施している(又はすることが見込まれる)と道が認めること(運営権者が道内他 6 空港運営事業も実施

²⁶ 道内 7 空港を一体的に運営する場合、モニタリングの実施主体は原則として各管理者となるが、運営権者の負担軽減を図るべく、各管理者によるモニタリング内容・頻度及び各管理者への報告様式・報告内容・頻度を共通化する仕組みを導入することとする。

²⁷ モニタリングの内容について、運営権者と道の間での認識の齟齬が生じた場合に第三者である専門家の意見を聞く仕組みを置くこととし、詳細は開示資料を参照のこと。

²⁸ なお、運営権の処分の承認は 4 管理者協議の対象となる。承認にあたっての詳細は開示資料を参照のこと。

している場合に限る。)

また、運営権者及びビル施設事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、道は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、道と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

B) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、実施契約に定める手続きにしたがって運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(以下「本完全無議決権株式」という。)のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定(以下「処分」と総称する。)について、実施契約に定める手続きにしたがって道は原則として関与しないものとする。

詳細については、実施契約書(案)及び基本協定書(案)を参照のこと。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。また、以下のうち、③、④、⑦（ただし、空港用地（非道有地）に限る。）及び⑨の施設を「非運営権施設」といい、それ以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等²⁹）
- ④ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路
- ⑥ 駐車場施設（現在の駐車場施設事業者から譲り受けるものは除く。）
- ⑦ 空港用地
- ⑧ 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫及び除雪車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）
- ⑨ ① から⑧まで以外に運営権者又はビル施設事業者が所有する施設

(2) 事業場所

A) 所在地等

航空法第 40 条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ① 所在地
北海道網走郡大空町及び美幌町
- ② 本事業の対象となる敷地面積
約 168ha

B) 空港用地等の貸付について

空港用地等のうち約 163ha については、地方自治法第 238 条第 1 項に規定する道が所有する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。道は、空港運営事業において運営権者が空港用地等の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み、運営権者に対して、公有財産無償貸付契約書に記載される条件で、空港運営事業期間（2. - (6) -A）に規定する空港運営事業期間をいう。）中は空港用地等を使用できるようにする。

空港用地等のうち約 5ha については、道が所有者から占有許可を取得するなど

²⁹ 運営権者は、その所有する旅客ビル施設内の CIQ 施設を貸し付ける義務を負う。

して無償で使用している国有地、大空町及び美幌町の所有地³⁰である。道は、空港運営事業期間中も当該土地貸付契約などを更新・継続し（ただし、当該土地を新たに取得する場合はこの限りでない。）、運営権者への無償貸付等により、上記道の所有地と併せて運営権者が使用できるようにする予定である。

また、道は、ビル施設事業者に対する旅客ビル施設及び貨物ビル施設の用地についての使用許可を、ビル施設等事業開始日から空港運営事業開始日の前日までの期間中継続させるようにする。

C) 空港用地外で実施する事業

運営権者は、空港用地外においても本事業に含まれる 2. - (10) の A) から D) までに掲げる業務を実施することが求められる。

運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、道と事前に協議の上、道の承認を得た場合は、2. - (10) -E)、-F) 及び-G) に掲げる業務を空港用地外で行うことができる³¹。なお、2. - (10) -E) -③に規定する航空機給油サービス事業については、紋別空港における給油サービスを行うことを義務付ける³²。詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

³⁰ 当該土地のうち一部は未登記である。道は、未登記土地について、当該登記が未了であることに起因して運営権者に追加費用又は損害が生じた場合、運営権者に発生した当該追加費用又は損害について補償する。

³¹ なお、当該承認は 4 管理者間協議の対象となる。承認にあたっての詳細は開示資料を参照のこと。

³² 現在、紋別空港では給油施設を保有しないため、女満別空港の航空機給油関連事業者がタンクローリーにより対応していることから、同事業者が女満別空港及び紋別空港の給油を実施している期間は、運営権者は当該事業を自ら実施する義務を負わない。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、道又は道の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、運営権者の資産等については、2. - (7) - D) -②と同様の取扱いとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容の詳細については実施契約書（案）を参照のこと。

(2) 金融機関又は融資団と道との協議

道は、本事業の安定的な継続及び道内7空港一体の運営を出来る限り維持する観点から、必要と認めた場合には、実施契約に定める一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7. その他

(1) 本公募及び特定事業の選定の取消し

道は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、本公募を取り消すとともに、空港運営事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、道は、その旨を道のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

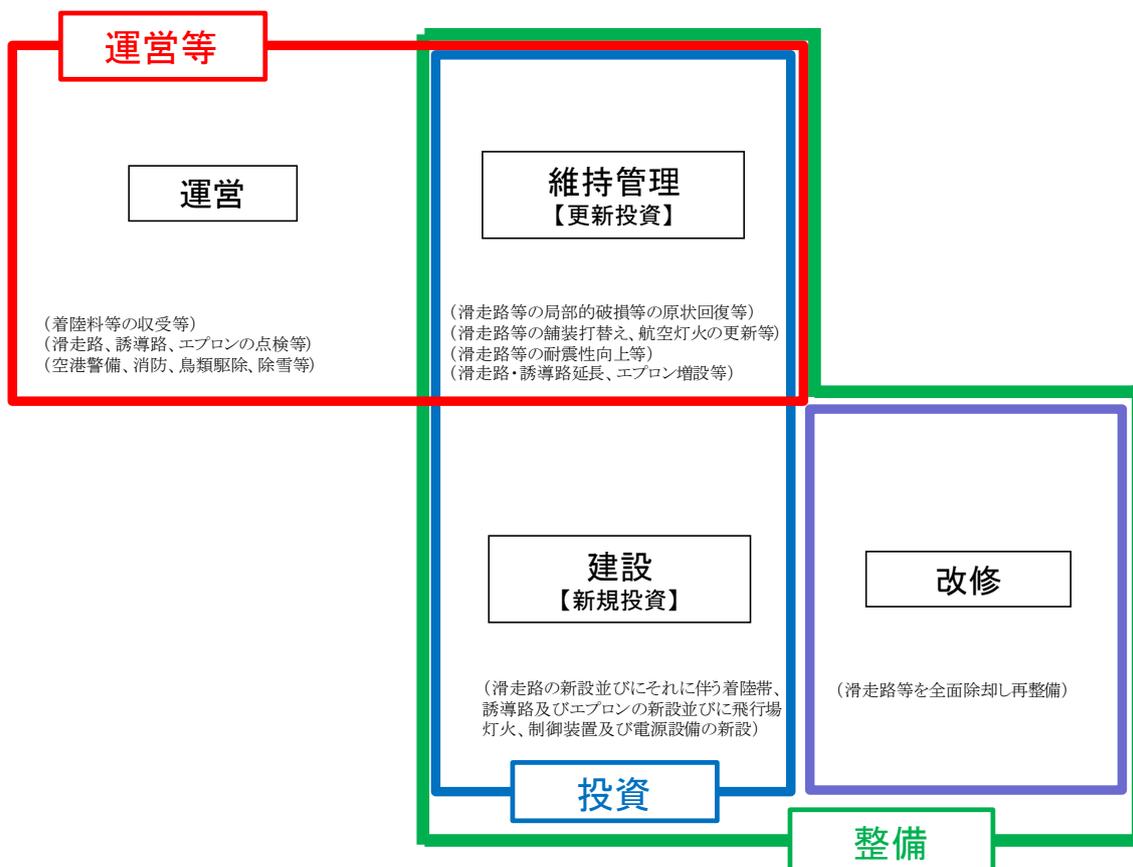
(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

北海道庁のホームページ

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kus/>)

別紙 1. PFI 法における用語との整理



PFI 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン（以下「運営権 GL」という。）に基づく用語の定義

- 運営等：運営及び維持管理をいう。（PFI 法第 2 条第 6 項）
- 維持管理：新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む）をいう。（運営権 GL）
- 建設：新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。（運営権 GL）
- 改修：施設等を全面除却し再整備することをいう。（運営権 GL）
- 投資：更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう。（運営権 GL）

別紙 2. 本事業に関連する会計・税務に関する取扱いについて

①「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）

以下の公益財団法人財務会計基準機構のホームページを参照。

https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/pfi_2017_1.pdf

②「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて」

以下の国税庁ホームページを参照。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/141118/index.htm>

③「コンセッション事業における公共施設等運営権の設定に係る消費税の取扱い」

以下の国税庁ホームページを参照。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/12/07.htm>

第 5 章 共通編

北海道内 7 空港特定運営事業等 本公募に関する事項

平成 30 年 4 月 25 日

国土交通省航空局

旭川市

帯広市

北海道

1. 本公募に関する事項

(1) 応募者の参加資格要件

A) 応募者の構成

- ① 応募者は、第 1 章、第 2 章、第 3 章及び第 4 章にそれぞれ定める 2. -1. - (10)に掲げる業務を実施する予定の単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)とする¹。
- ② 応募者は、応募企業又はコンソーシアムを構成する企業(以下「コンソーシアム構成員」という。)の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員のうち全部又は一部の構成員を主要となるコンソーシアム構成員(以下「主要コンソーシアム構成員」という。)として指定し、主要コンソーシアム構成員のうち代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めた上で、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者(旭川空港及び帯広空港においては運営者と読み替える。以下同様。)に出資して本議決権株式すべての割当てを受けるものとする(ただし、(4) -D)記載の場合を除く。)。第一次審査を通過した応募企業及びコンソーシアムが第二次審査書類の提出までにコンソーシアム構成員を追加する場合には、当該追加は、下記の(i)及び(ii)のいずれも満たす場合に限り行えるものとする。
 - (i) 第一次審査提出時の応募企業又は第一次審査書類においてコンソーシアムが指定した主要コンソーシアム構成員が合計して運営権者の議決権株式の過半((4) -G)に定める本議決権株主の追加を行う場合には当該追加を行った後における本議決権株式の過半)の割当てを受ける範囲内であること。
 - (ii) 追加されたコンソーシアム構成員の本議決権株式数が、応募企業又は主要コンソーシアム構成員のうち最大の割当てを受ける構成員の本議決権株式数を超えないこと。なお、応募者が、間接的な SPC 株式の保有等を希望するときは、(4)

¹ なお、企業には投資事業有限責任組合及びこれに類似する仕組みを含む。

-D) の手続に従うこととする。

- ⑤ 第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない。第一次審査書類の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、かつコンソーシアム構成員として追加される者が、(1) -B) 及び-D) の全ての要件を満たすとともに、当該コンソーシアム構成員の追加が (1) -A) -④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、コンソーシアム構成員を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、国、旭川市、帯広市及び北海道（以下「4 管理者」という。）と協議するものとし、4 管理者がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる²。また、応募企業若しくはコンソーシアム構成員が (1) -B) から-D) までの参加資格要件を満たさなくなった場合、又は応募企業若しくはコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合（応募企業若しくはコンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）は、4 管理者に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 第一次審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

B) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること³。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

² なお、コンソーシアム構成員の変更の承認にあたっては、事前に 4 管理者間で協議の上、承認の可否を決定する。

³ 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしている国が確認できることが必要である。

- ④ 第二次審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年空経第 386 号）、旭川市から旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 16 年旭契第 87 号）、帯広市から帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 6 年 12 月 1 日制定）及び道から競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年局総第 461 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (i) 第一次審査書類の提出期限の日において、道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）、旭川市税（旭川市内に本支店等がある場合に限る。）、帯広市税（帯広市内に本支店等がある場合に限る。）並びに応募者の本拠地の都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）及び市町村税（特別区にあっては都税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (ii) 下記のいずれにも該当しない者
- ア) 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年 3 月 25 日制定、平成 26 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者又は同条例第 12 条に規定に該当する者
- イ) 帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者
- ウ) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成 22 年北海道条例第 57 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者
- ⑥ 次の(i)から(vi)に該当する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁴でないこと。
- (i) 新日本有限責任監査法人
- (ii) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

⁴ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

- (iii) 弁護士法人関西法律特許事務所
- (iv) EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社
- (v) 株式会社ドーコン
- (vi) 小澤朋人税理士事務所

- ⑦ 4 管理者の公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑧ 審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑨ 審査委員会の委員が属する法人（企業を除く。また、日本国においては、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する国の行政機関及び内閣府とする。）、当該法人が総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁵でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に株式が上場されている株式会社はこの限りでない。
- ⑩ 上記⑥から⑨までに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑪ 募集要項公表後、様式集及び記載要領に定めるところにより、関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書を作成し、提出する時点以降において、公募に関与する役員（常勤・非常勤を問わない。）が道内 7 空港のビル施設事業者、給油施設事業者及び駐車場施設事業者（一般社団法人千歳観光連盟）の役員（常勤・非常勤を問わない）を兼任していないこと。
- ⑫ 上記⑪に違反しない形式により役職員がビル施設事業者、給油施設事業者及び駐車場施設事業者（一般社団法人千歳観光連盟）の役員を兼任している企業が応募する場合には、当該役職員及びその所属部署と応募を検討する部署との間で情報遮断措置を構築している旨、公募の公平性・透明性を阻害する行為をしない旨、これらに違反した場合には当該企業（当該企業が応募企業である場合）又は当該企業の属するコンソーシアム（当該企業

⁵ たとえば、国土交通省の職員が審査委員会の委員となったときは、国土交通省が株式を保有する非上場株式会社等が本号に該当することになる。

が当該コンソーシアムのコンソーシアム構成員である場合) が失格となることを理解している旨等を記載した誓約書を、第一次審査書類提出時に、当該企業の名義(当該企業が応募企業である場合)において、又は当該企業の属するコンソーシアムの代表企業及び当該企業の連名(当該企業が当該コンソーシアムのコンソーシアム構成員である場合)で、4 管理者に対して提出していること。

- ⑬ 運営権者は、航空法第 2 条第 19 項及び第 20 項に規定する国際航空運送事業及び国内定期航空運送事業を営む者、その親会社及びそれらの子会社、並びにそれらの関連会社とその子会社(以下「航空運送事業者等」と総称する。)の子会社又は関連会社になってはならない。

また、運営権者は、(i)航空運送事業者等及び(ii)航空運送事業者等が合計で議決権を行使することができる株式の 3 分の 1 超を保有する会社から、合計で本議決権株式の 3 分の 1 超を保有される会社となつてはならない。

C) 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業若しくは代表企業、又は、応募企業若しくは代表企業と資本金面若しくは人事面等において一定の関連のある者が次の①から③のいずれかに該当すること。ただし、事業経験は日本国内における事業に限らないものとする。

- ① 平成 20 年以降に店舗面積 10,000 平米以上の商業施設又は延床面積 20,000 平米以上の公共施設の運営⁶実績を有していること。
- ② 平成 20 年以降に年間利用者数 1,500 万人以上の旅客施設又は延床面積 20,000 平米以上の貨物取扱施設の運営⁷実績を有していること。
- ③ 平成 20 年以降に①又は②の施設に関する営業用不動産管理事業の実績を有していること。

D) ビル施設事業者に関する参加資格要件

ビル施設事業者に関しては、ビル施設事業者が会社法に定める会社分割の方法により、ビル施設事業に関して有する権利義務の全てを承継会社に承継させ、分割会社(承継会社の 100%親会社)が関係地方公共団体との資本関係を解消した上で、以下①～⑤の条件を満たす場合に限り、当該分割会社による公募参加を可能とする。

- ① 当該分割会社及び当該承継会社が、当該分割会社は当該承継会社と、当該

⁶ 建設運営、買収運営、公共施設等運営事業(PFI 法第 2 条第 6 項に規定するものをいう。以下同じ。)を含む。

⁷ 建設運営、買収運営、公共施設等運営事業を含む。

承継会社は当該分割会社又はその子会社若しくはその関連会社と、それぞれの間で役職員（常勤・非常勤を問わない。）を兼任しないこと、並びに、組織体制及び情報システム等の構築にあたっては本事業にかかる公募の
手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するおそれのある行為を行わない
ことを、当該ビル施設事業を運営する空港の管理者（以下、本項において
「空港管理者」という。）に対して誓約していること。

- ② 当該分割会社が、空港管理者又は本事業の公募の参加者に対し、本事業の
公募の手続に関して必要となる一切の情報（物品販売事業、飲食事業、免
税店事業、広告宣伝及び広告代理店事業、グランドハンドリング事業、イ
ンフォメーション事業並びにビル施設事業に関連する事業を運営する当
該分割会社の子会社又は関連会社が有する情報を含むがこれに限らない。）
を開示することを空港管理者に対して誓約していること。
- ③ 当該分割会社が、当該承継会社の締結している契約の条件が運営権者の経
営の自由度を阻害するおそれのあるもの（通常のエconomic合理性を欠く等）で
ないこと。
- ④ 運営権者が求めたときは、公募手続の公平性、透明性及び競争性の確保並
びに事業継続の安定性の観点から空港管理者が必要と認めた事業の引継
又は契約の終了に協力すること。
- ⑤ ビル施設事業者グループ（当該分割会社並びにその子会社及び関連会社
（当該承継会社を除く。）をいう。以下同じ。）は、公募手続の公平性、透
明性及び競争性の確保並びに事業継続の安定性の観点から空港管理者が
必要と認めたビル施設事業者グループの資産及び契約について、運営権者
又は優先交渉権者から要請があったときは、運営権者又は承継会社に対
して、当該資産を売却し、又は、当該契約上の地位を承継することを誓約し
ていること。

また、当該分割会社又は当該分割会社の参加するコンソーシアムが優先交
渉権者として選定された場合においても、運営権者は、第1章、第2章、第
3章及び第4章にそれぞれ定める2. - (7) -B)に記載した方法に従いビル
施設事業者株式を譲り受けることを要する。

(2) 公募に関する手続き

A) スケジュール

4 管理者は、以下のスケジュールに沿い、優先交渉権者を選定する予定であ
る。

スケジュール（予定）	内容
平成 30 年 5 月 9 日	▶ 募集要項等に関する説明会
平成 30 年 5 月 30 日～5 月 31 日	▶ 募集要項等に関する質問受付期間 （第 1 回）
平成 30 年 7 月 9 日～7 月 10 日	▶ 募集要項等に関する質問受付期間 （第 2 回）
平成 30 年 7 月 27 日	▶ 募集要項等に関する質問の回答公表
平成 30 年 8 月 16 日	▶ 第一次審査書類の提出期限
平成 30 年 9 月頃	▶ 第一次審査結果の通知
平成 30 年 9 月頃～平成 31 年 4 月頃	▶ 競争的対話の実施期間
平成 31 年 5 月頃	▶ 第二次審査書類の提出期限
平成 31 年 7 月頃	▶ 優先交渉権者の選定
平成 31 年 8 月頃	▶ 基本協定の締結
平成 31 年 10 月頃	▶ 運営権設定日（旭川市及び帯広市に おいては運営指定日）
平成 31 年 10 月頃	▶ 実施契約の締結
平成 32 年 1 月 15 日	▶ ビル施設等事業開始予定日
平成 32 年 6 月 1 日	▶ 新千歳空港運営事業開始予定日
平成 32 年 10 月 1 日	▶ 旭川空港運営事業開始予定日
平成 33 年 3 月 1 日	▶ 稚内空港、釧路空港及び函館空港並 びに帯広空港及び女満別空港運営事 業開始予定日

B) 審査委員会の設置

第二次審査に参加する応募者（以下「第二次審査参加者」という。）の選定（第一次審査）及び優先交渉権者等の選定（第二次審査）に当たり、PFI 法第 11 条等に規定する客観的な評価を行うために、平成 30 年 4 月 10 日、有識者等により構成される北海道内 7 空港優先交渉権者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。なお、応募者からの提案については、同審査委員会において一括して審査が行われる。

C) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局（1. -(3). -C）に定める審査委員会事務局をいう。以下、「審査委員会事務局」という。）は、国の担当部局（第1章2. -(2)に定める担当部局をいう。以下同じ。）が担当し、公募アドバイザーがこれを補助する。

D) 募集要項等に関する説明会の開催

4 管理者は、募集要項等に関する説明会（以下「説明会」という。）を、以下のとおり、開催する。

開催日時：平成30年5月9日（水）14:00～

開催場所：東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

中央合同庁舎3号館10階共用会議室A

申込方法：説明会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式集及び記載要領に定める参加申込書を公募アドバイザーへ電子メールにて送信の上、説明会会場において原本を提出すること。なお、会場での申込みは受け付けない。

連絡先：公募アドバイザー メールアドレス：hokkaido7@jp.ey.com

受付期限：平成30年5月8日（火）13:00まで（必着）

留意事項：説明会に参加する者は、募集要項等を持参することとする。
また、写真撮影、ビデオカメラの使用は控えること。

E) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

① 質問の受付

4 管理者は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

受付期間：第1回 平成30年5月30日（水）10:00より5月31日（木）15:00まで

第2回 平成30年7月9日（月）10:00より7月10日（火）15:00まで

提出方法：募集要項等に関する質問の内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、電子メールにより送信すること。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。提出先は、公募アドバイザーとする。

なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

② 回答の公表

国、旭川市、帯広市及び北海道は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち 4 管理者が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日までに、4 管理者の各ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。

回答公表予定日：平成 30 年 7 月 27 日（金）

なお、最終的な回答は当該日に行う予定であるが、受け付けた質問については、当該日を待つことなく段階的に公表することを予定している。

F) 守秘義務対象の開示資料の貸与

① 誓約書等の提出

ID 申請書、関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料（以下「守秘義務対象開示資料」という。）の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、ID 申請書、関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

受付期間：平成 30 年 8 月 3 日（金）15:00 まで（必着）

提出方法：様式集及び記載要領に従って作成し、公募アドバイザーに対し、事前に Microsoft Word ファイル形式（様式集及び記載要領において、Microsoft Excel データに記入することとされているものについては、Microsoft Excel ファイル形式）で電磁的方法（いわゆるバーチャルデータルーム、以下「VDR」という。）により送信した上で、その原本を速やかに公募アドバイザーへ郵送等することとする。

貸与方法：守秘義務対象開示資料については、主として VDR による貸与を想定しており、ID 申請書、関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を公募アドバイザーが受領後、速やかに、公募アドバイザーより VDR へのアクセス方法等を通知することとする。

なお、VDR については、平成 30 年 5 月 9 日を目途に利用可能とする予定である。

第三者への開示方法：様式集及び記載要領に定める方法に従うこととする。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、第一次審査又は第二次

審査で開示される資料の守秘義務を含むものとする。

② 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その印刷物等（守秘義務対象開示資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限らない。）の使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従って公募アドバイザーに郵送等することとする。

なお、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の情報を保持することが義務付けられている等の理由で守秘義務対象開示資料の印刷物等を使用終了時点において破棄することができない場合には、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務遵守の延期に関する誓約書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従って公募アドバイザーに郵送等することとする。また、この場合、上記の守秘義務対象開示資料の印刷物等の情報保持義務等がその後終了した場合には、当該保持義務の終了時点で当該印刷物等を破棄し、破棄完了後、破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従って公募アドバイザーに郵送等することとする。

G) 第一次審査における開示資料

募集要項等の公表から、第一次審査書類の提出までの間に開示する資料は、以下のとおりとし、関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出後に貸与するものとする。

- ① 基本協定書（案）
- ② 実施契約書（案）
- ③ 要求水準書（案）（道内国管理4空港、旭川空港、帯広空港及び女満別空港の保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準及び航空保安対策の費用分担に関する要求水準を除く。）
- ④ 関連資料集
- ⑤ 参考資料集

H) 第一次審査

① 第一次審査書類の受付

第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査書類を作成し、提出する。

なお、複数の第一次審査参加者から第一次審査書類の提出がなかった場合、4 管理者は特定事業の選定を取り消す（旭川市及び帯広市においては本事業の実施を取り止める）ことがある。

提出期限：平成 30 年 8 月 16 日（木）15:00 まで（必着）

提出方法：参加表明書及び第一次審査書類は、提出期限までに審査委員会事務局へ持参又は郵送等することとする。

② 第一次審査の方法

第一次審査では、(1) の参加資格要件の充足が確認された第一次審査参加者の第一次審査書類について、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査を行う。

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、応募者による第一次審査書類のみに基づく審査委員会に対する口頭での概要説明を通じて審査を行うものとし、現地調査や関係者へのヒアリング等は予定していない。

4 管理者は、これを受けて第二次審査参加者を 3 者まで選定する。

③ 第一次審査結果の通知

4 管理者は、第一次審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して通知する。

I) 第二次審査における開示資料等

4 管理者は、第一次審査終了後、第二次審査参加者に対して、第一次審査における開示資料の更新情報その他の追加資料を、VDR 等を通じて開示する予定である。

また、4 管理者は、第二次審査参加者に対して、現地調査、関係者へのヒアリング等を実施する機会を与える予定である。

J) 重要保秘資料の貸与

① 重要保秘資料の取扱いに関する誓約書の提出

4 管理者は、第二次審査参加者に対して、重要保秘資料を、主に VDR 等を通じて貸与する予定である。

「重要保秘資料の取扱いに関する誓約書」の提出を条件とする重要保秘資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、「重要保秘資料貸与申込書」及び「重要保秘資料の取扱いに関する誓約書」を 4 管理者に提出しなければ

ならない。

② 貸与資料の管理及び破棄

重要保秘資料の開示先である、応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員並びに応募アドバイザー（以下総称して「重秘被開示者」という。）は、重要保秘資料の取扱いに関する誓約書に基づき、重要保秘資料を管理しなければならない。

重秘被開示者は、破棄期限として指定された日又は提出期限までに第二次審査書類を提出しないことが明らかになった日のいずれか早い日までに責任を持って同資料を破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した重要保秘資料の破棄義務の遵守に関する報告書を重要保秘資料の取扱いに関する誓約書の定めに従って公募アドバイザーに郵送等することとする。

K) 補足資料の公表等

4 管理者は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表又は貸与することができる。ただし、補足資料の公表又は貸与は別途指定された期日までに行い、当該期日以降新たな補足資料の公表及び貸与は行わないものとする。

補足資料を公表する場合は、4 管理者の各ホームページにて行い、守秘義務の遵守に関する誓約書提出者（第一次審査終了後は第二次審査参加者とする。）に対してのみ貸与する場合は、VDR 等により行うものとする。

L) 競争的対話等の実施

4 管理者は、第一次審査終了後、第二次審査書類の提出までの間に、第二次審査参加者と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ① 4 管理者による第二次審査参加者への説明会の実施
- ② 第二次審査参加者と 4 管理者、関係地方公共団体及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ③ 4 管理者による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

M) 第二次審査

① 第二次審査書類の受付

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第二次審査書類を作成し、提出する。なお、4 管理者は、第二次審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

また、1者以上の第二次審査参加者から第二次審査書類の提出がなかった場合、4管理者は特定事業の選定を取り消す（旭川市及び帯広市においては本事業の実施を取り止める）。

提出期限：別途指定された期日まで（必着）

提出方法：第二次審査書類は、提出期限までに審査委員会事務局へ持参又は郵送等することとする。

② 第二次審査の方法

第二次審査書類に含まれる追加コンソーシアム構成員に係る資格審査書類について（1）の参加資格要件の充足が確認された第二次審査参加者に対して、審査委員会における審査を行う。

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

③ 優先交渉権者等の選定

4管理者は、審査委員会の審査を受け、第二次審査参加者の順位を決定し、財務大臣その他関係行政機関の長と協議の上で（国に限る。）、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

④ 第二次審査結果の通知

4管理者は、第二次審査の結果を、第二次審査参加者に対して通知する。

N) 審査結果の公表

4管理者は、審査の結果（第一次審査の結果を含む。）及び審査の評価の過程（審査委員会における議事録を含む⁸。）について、優先交渉権者の選定後速やかに4管理者の各ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(3) 優先交渉権者の選定方法

A) 優先交渉権者の選定に係る基本的な考え方

本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による。

B) 審査委員会による意見の聴取

⁸ 但し、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項（民間事業者のプレゼンテーション部分、固有名詞、費用などの具体的な数字、民間事業者固有のアイデア等）及び審査委員の氏名を特定しうる情報を除く。

4 管理者は、第一次審査及び第二次審査に当たり、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

なお、本公募における提案内容は、北海道内7空港全体に関する方針等を提案する「全体パート」及び個別空港ごとについて提案する「個別パート」に区分され、第一次審査では「全体パート」の提案を求める。

以上の提案区分を踏まえた審査委員会の委員は以下のとおりである。なお、審査委員会は非公開とする。

① 審査委員

(委員長)

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科教授

(委員)

石井 吉春 北海道大学公共政策大学院教授

加賀谷 哲之 一橋大学大学院経営管理研究科准教授

加藤 一誠 慶應義塾大学商学部教授

矢ヶ崎 紀子 東洋大学国際観光学部教授

山形 康郎 弁護士法人 関西法律特許事務所 弁護士

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長

北海道 副知事

北海道空港協会会長

旭川市 副市長

帯広市 副市長

千歳市 副市長

稚内市 副市長

釧路市 副市長

函館市 副市長

松倉 敏郎 旭川商工会議所 専務理事

梶原 雅仁 帯広商工会議所 副会頭

大空町長

中原 章博 網走商工会議所 顧問

② 審査対応表 注) 委員が審査を担当する部分について「○」を付している。

委員名 (敬称略)	全体 パート	個別パート						
		新千歳空港	稚内空港	釧路空港	函館空港	旭川空港	帯広空港	女満別空港
山内 弘隆 (委員長)	○	○	○	○	○	○	○	○
石井 吉春	○	○	○	○	○	○	○	○
加賀谷 哲之	○	○	○	○	○	○	○	○
加藤 一誠	○	○	○	○	○	○	○	○
矢ヶ崎 紀子	○	○	○	○	○	○	○	○
山形 康郎	○	○	○	○	○	○	○	○
国土交通省 航空ネットワーク企画課長	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道 副知事	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道空港協会会長	○	-	-	-	-	-	-	-
国土交通省航空ネットワーク 企画課長、北海道副知事、旭川 市副市長及び帯広市副市長	○※	-	-	-	-	-	-	-
千歳市 副市長	-	○	-	-	-	-	-	-
稚内市 副市長	-	-	○	-	-	-	-	-
釧路市 副市長	-	-	-	○	-	-	-	-
函館市 副市長	-	-	-	-	○	-	-	-
旭川市 副市長	-	-	-	-	-	○	-	-
松倉 敏郎	-	-	-	-	-	○	-	-
帯広市副市長	-	-	-	-	-	-	○	-
梶原 雅仁	-	-	-	-	-	-	○	-
大空町長	-	-	-	-	-	-	-	○
中原 章博	-	-	-	-	-	-	-	○

※4名の委員の点数を合計して4で除した点数とする

C) 審査の方法

① 第一次審査

第一次審査では、参加資格要件の充足が確認された第一次審査参加者の第一次審査書類に基づいて、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査を行う。

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、応募者による第一次審査書類のみに基づく審査委員会に対する口頭での概要説明を通じて審査を行うものとし、現地調査や関係者へのヒアリング等は予定していない。

4 管理者は、これを受けて第二次審査参加者を 3 者まで選定する。

② 第二次審査

第二次審査では、第二次審査書類に含まれる追加コンソーシアム構成員に係る資格審査書類について、参加資格要件の充足が確認された第二次審査参加者に対して、審査委員会における審査を行う。

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

4 管理者は、審査委員会の審査を受け、第二次審査参加者の順位を決定し、財務大臣その他関係行政機関の長と協議の上で（国に限る。）、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

③ 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、国の担当部局が担当し、公募アドバイザーがこれを補助する。

(4) 優先交渉権者選定後の手続

A) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）に基づいて、4 管理者と速やかに基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、4 管理者は第二次審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、4 管理者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

B) 関連資料集及び参考資料集の更新

4 管理者は、優先交渉権者の選定後実施契約締結までの間に、関連資料集及び参考資料集の内容を平成 30 年度の空港運営を踏まえたものに更新し、優先交渉権者に提示する。

C) 提案概要書の公表

優先交渉権者は、第二次審査における提案審査書類の概要について、基本協定の締結後速やかに、応募企業又は代表企業のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

D) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPC として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。

なお、優先交渉権者が、間接的な SPC 株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類において優先交渉権者と SPC との間の資本関係を具体的に提案することとし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて 4 管理者と協議した上で、国、旭川市、帯広市及び道が認める形態で SPC を設立することができる。

E) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、SPC の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、4 管理者、ビル施設事業者、給油施設事業者（国に限る。）及び駐車場施設事業者が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

F) 運営権の設定、運営者の指定及び実施契約の締結

国は財務大臣と協議をした上で、また、道は議会の議決を得た上で、SPC の設立後速やかに、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。

旭川市及び帯広市は、それぞれ議会の議決を得た上で、SPC の設立後速やかに、SPC に対して運営者の指定を行う。

運営権者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定及び運営者の指定後速やかに実施契約を締結する。なお、4 管理者は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、4 管理者は、実施契約の締結後、空港運営事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ① 運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結（旭川市及び帯広市においては運営者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結）
- ② 運営権者との間の空港用地等に係る国有財産等無償貸付契約の締結（旭川市及び帯広市においては運営者との間の空港用地等に係る公有財産等無償貸付契約、道においては運営権者との間の空港用地等に係る公有財産等無償貸付契約の締結）

なお、4 管理者は、道内国管理 4 空港及び女満別空港については PFI 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項、旭川空港及び帯広空港については民活空港運営法附則第 14 条第 6 項の定める事項を 4 管理者の各ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

G) 本議決権株主を追加する場合の取扱い

第 1 章、第 2 章、第 3 章及び第 4 章にそれぞれ定める 4. - (4) -B) の規定にかかわらず、4 管理者は、実施契約締結後、新千歳空港の空港運営事業開始日までの間に、運営権者又は本議決権株主（同 4. - (4) -B) に定める本議決権株主をいう。以下同じ。）が、本議決権株式（同 4. - (4) -B) に定める本議決権株式をいう。以下同じ。）の保有比率 10%を上限として、本議決権株主以外の第三者に対する本議決権株式の新規発行を行うことを求めた場合には、本議決権株式の引受人が第 5 章 1. - (1) -B) から D) までの参加資格要件に抵触せず、かつ、当該追加が同 1. - (1) -A) -④に記載の条件を満たすとともに、当該本議決権株式の新規発行が本事業実施を阻害しないと認められる場合に限り、関係行政機関（国に限る。）と協議した上でこれを承認するものとする。

ただし、優先交渉権者がコンソーシアムである場合における、他の応募企業（第 5 章 1. - (1) -A) -①に定める応募企業をいう。以下同じ。）若しくはコンソーシアム構成員（同 1. - (1) -A) -②に定めるコンソーシアム構成員をいう。以下同じ。）であった者（それらの親会社、子会社、関連会社、及び当該者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（以下「関係会社」と総称する。）並びに関係会社の親会社、子会社及び関連会社、及び関係会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を含む。）に対して本議決権株式を新規発行する場合には、その本議決権株式の保有比率が、優先交渉権者たるコンソーシアム構成員のいずれの本議決権株式の保有比率も上回らないことを条件とする。

本議決権株式の引受人は、株主誓約書（第 1 章、第 2 章、第 3 章及び第 4 章にそれぞれ定める 4. - (4) -A) に定める株主誓約書をいう。以下同じ。）を、4 管理者に対して提出しなければならない。

なお、本規定は、コンソーシアム構成員が、応募に先立って優先交渉権者を選

定された他コンソーシアムが設立する運営権者が発行する本議決権株式の引受けを禁止する取り決めを行うことを妨げる趣旨ではない。

H) 株式譲受の実施及びビル施設等事業の開始

運営権者は、第1章、第2章、第3章及び第4章にそれぞれ定める2. - (7)-B) の譲受方法に従って、ビル施設事業者株式及び給油施設事業者株式（国に限る。）を取得し、ビル施設等事業及び給油施設事業（国に限る。）を開始する。

I) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、各空港運営事業開始日に運営権者譲渡対象資産を譲り受ける。

① 国管理4空港の場合

譲渡手続は、国が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定に基づいて作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、国と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って国が指定する期日までに一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

なお、物品譲渡契約には、駐車場施設事業者が所有している運営権者譲渡対象資産を含むものとする。国は、空港運営事業開始日に駐車場施設事業者から当該資産を譲り受け、運営権者に譲渡することとする。

関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストは、国によって更新されたものを、国は譲渡手続の開始前までに更新し、運営権者に提示するものとする。

② 旭川空港の場合

運営者譲渡対象資産に関する譲渡手続は、市が旭川市契約事務取扱規則第7条に基づいて作成した予定価格に対し、運営者が見積書を提出する方法で行う。運営者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営者は運営者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日までに一括払いで対価を支払い、運営者譲渡対象資産を取得する。

関連資料集の運営者譲渡対象資産リストは、市が譲渡手続の開始前までに更新し、運営者に提示するものとする。

③ 帯広空港の場合

運営者譲渡対象資産に関する譲渡手続は、市が帯広市契約規則第23条の3の規定に基づいて作成した予定価格に対し、運営者が見積書を提出する方法で行う。運営者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営

者は運営者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日までに一括払いで対価を支払い、運営者譲渡対象資産を取得する。

関連資料集の運営者譲渡対象資産リストは、市が譲渡手続の開始前までに更新し、運営者に提示するものとする。

④ 女満別空港の場合

運営権者譲渡対象資産に関する譲渡手続は、道が北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）の規定に基づいて作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、道と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って道が指定する期日までに一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

駐車場施設に関する資産に関する譲渡手続は、現在の駐車場事業者が運営権者に対して、あらかじめ現在の駐車場施設事業者が道と合意した価格（又は価格の算定方法）で直接譲渡する方法で行う¹。

関連資料集の運営権者譲渡対象資産リスト及び駐車場施設に関する資産リストは、道が譲渡手続の開始前までに更新し、運営権者に提示するものとする。

J) 空港運営事業の開始

運営権者は、実施契約に定める空港運営事業開始日に、空港運営事業を開始する。開始にあたっては、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

(5) 応募に関する留意事項

A) 契約保証金

本契約に係る契約保証金は免除する。

B) 応募の前提

① 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

¹ 価格（又は価格の算定方法）及び譲渡対象資産のリストについては、開示資料を参照のこと。

② 費用負担等

本公募におけるすべての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

③ 書面主義

本公募に関して4管理者に対して行うすべての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なるときは日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認められるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

④ 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

C) 応募者の提出する提案書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

D) 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他4管理者が必要と認めるときは、4管理者は提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を無償で使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

② 特許権等

4管理者は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

③ 提案書類の公開について

4管理者は、必要に応じて、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を公開する場合がある。

なお、提案書類を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

④ 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

⑤ 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、各審査段階において4管理者に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

E) 4管理者からの提示資料の取扱い

4管理者が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

F) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「1. - (1) 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 4管理者の許可なく、本事業の選定に関し、道内7空港所在自治体（千歳市・苫小牧市・稚内市・函館市・釧路市・白糠町・旭川市・東神楽町・帯広市・大空町の10市町自治体をいう。）、国土交通省東京航空局新千歳空港事務所、同稚内空港事務所、同釧路空港事務所、同函館空港事務所、旭川市旭川空港事務所、帯広市空港事務所、北海道女満別空港管理事務所、道内7空港における各ビル施設事業者、給油施設事業者、一般社団法人千歳観光連盟、一般財団法人空港環境整備協会、一般財団法人めまんべつ産業開発公社の役員又は職員に接触したとき
- ⑥ 本事業の選定に関し、審査委員会の委員又は審査委員会の委員が属する法人に働きかけをしたとき
- ⑦ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑧ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑨ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき

- ⑩ 2通以上の提案書類を提出したとき
- ⑪ その他募集要項等に定める条件に違反したとき